

総務省公害等調整委員会

# ちやうせい

平成 29 年 8 月 第 9 0 号



# 巻頭言

## 就任に当たって



あらい つとむ  
公害等調整委員会委員長 荒井 勉  
(元福岡高等裁判所長官)

この度、7月1日付けで公害等調整委員会委員長に就任しました。今年には当委員会が設置されて45年目となりますが、この45年間における我が国の産業構造の変化、環境保全技術の進展、環境に対する国民意識の高まりの中で、産業型の公害が減少する一方、住宅近隣の事業所や工事現場からの騒音や悪臭を原因とした都市型・生活型の公害に係る紛争が増加しております。平成28年度、当委員会に係属した事件では、航空機騒音に関する紛争、幼稚園からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、騒音事件の割合が高くなっております。また、比較的小規模な事件が多く係属する傾向にあり、これは、市区町村等が行う公害苦情処理や都道府県公害審査会等が行う調停等では公害紛争の解決が困難な場合に、各自治体において、当委員会が行う裁定制度の意義や内容について当事者に情報提供等がなされ、その活用が図られていることが一因となっているものと考えられます。

当委員会としては、住民からの日常的な公害苦情処理を主として担う市区町村、調停等を原則として担う都道府県公害審査会等との三者の間の連携をより一層緊密化し、それぞれの役割分担を踏まえて、当事者にとって適切な解決手段を見いだしていくことにより、引き続き、公害紛争の迅速かつ適正な解決に努めてまいります。公害紛争処理のために尽力している皆様に心から敬意を表しますとともに、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いして、私の挨拶といたします。

### 公害等調整委員会新委員紹介（平成29年7月1日発令）



よしむら ひでこ  
吉村 英子 委員（再任）

（医師（元跡見学園女子大学教授））



かとう かずみ  
加藤 一実 委員

（（国研）産業技術総合研究所理事）

目 次

巻頭言、新委員紹介

第 47 回公害紛争処理連絡協議会（平成 29 年 6 月 1 日開催）から パネルディスカッション「公害紛争処理制度の活性化」	1
パネリスト 上智大学法学部教授 北村 喜宣 佐賀県公害審査会会長 古賀 憲一 元大分市環境部長（公害苦情相談アドバイザー） 利光 泰和 大阪府公害審査会会長 福原 哲晃 公害等調整委員会事務局長（座長） 飯島 信也	
公害等調整委員会の動き	41
1 審問（調停）期日の開催状況（平成 29 年 4 月～6 月） 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成 29 年 4 月～6 月）	
	公害等調整委員会事務局 ※
都道府県公害審査会の動き	45
受付・終結事件の概要（平成 29 年 4 月～6 月）	
	公害等調整委員会事務局 ※
シリーズ「低周波音に関わる苦情への対応」	51
－第 4 回 低周波音の苦情対応事例（その 2）－	
	一般財団法人 小林理学研究所 工学博士 落合 博明
ネットワーク 最前線紹介 「環境にやさしいまち」えべつを未来へ	62
	北海道江別市生活環境部環境室環境課
がんばってまーす 私たちにできること	64
	山口県周南市環境生活部環境政策課 大迫 啓志
がんばってまーす 隣接する自治体間での公害の越境について	66
	長崎県大村市市民環境部環境保全課 三浦 純司
平成 29 年度公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議の開催	68
	公害等調整委員会事務局 ※
	公害紛争処理制度に関する相談窓口 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真

徳山動物園（ミリンダとナマリー）（写真提供：周南市）

周南市徳山動物園は、旧徳山市の市制 25 周年を記念して、昭和 35 年 3 月 20 日に開園しました。

園内には、主にケージ型の動物舎が隣接して配置されていて、小さな子供たちでも無理なく動物を観てまわることができるような展示方法がされています。また、動物たちをできるだけ間近に観察できるよう工夫されていて、それぞれの動物の前にはわかりやすい解説パネルを設置し、その動物がより理解できるようにしています。

## 第 47 回公害紛争処理連絡協議会から

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会会長等との情報・意見交換等の場として、「公害紛争処理連絡協議会」を毎年開催しています。今年度は、平成 29 年 6 月 1 日に、各都道府県公害審査会会長をはじめ 90 名の参加を得て、「第 47 回公害紛争処理連絡協議会」を中央合同庁舎第 4 号館 220 会議室で開催しました。

本協議会の議事内容は、富越和厚公害等調整委員会委員長による開会のあいさつの後、小沼日加利公害等調整委員会事務局審査官による「裁定手続・裁定事例紹介」、伊藤巧示福岡県公害審査会委員による「福岡県公害審査会の現況」、北村喜宣上智大学法学部教授による「公害紛争処理制度に期待すること」を講演いただき、休憩を挟んで「公害紛争処理制度の活性化」をテーマとしたパネルディスカッションを実施しました。パネリストは、北村喜宣上智大学法学部教授、古賀憲一佐賀県公害審査会会長、利光泰和元大分市環境部長（公害苦情相談アドバイザー）、福原哲晃大阪府公害審査会会長、飯島信也公害等調整委員会事務局長（座長）の 5 名です。本号では、パネルディスカッションの概要を掲載します。

### パネルディスカッション「公害紛争処理制度の活性化」

#### ◆はじめに：このパネルディスカッションの趣旨

○飯島座長 それでは本日の連絡協議会の後半のプログラムといたしまして、これからパネルディスカッションを始めたいと思います。フロアからの御意見などもいただければと思いますので、最後までお付き合いいただきますようよろしくお願いいたします。

今回のテーマですが、大きく二つ考えております。まず第 1 ラウンドといたしまして、この公害紛争処理制度について、それぞれのお立場でどのように現状をお考えであるかということと、それから有用性、有用性というのはメリットだけでなくデメリットも含めて、どのようにお考えなのかということをそれぞれお聞きしたいと思います。

それから、第 2 ラウンドといたしましては、この制度の利用をさらに促進していくためには、どのようなことが考えられるか、ということについての御意見をそれぞれのお立場からいただきたいと思っております。

## ◆第1ラウンド：公害紛争処理制度の現状認識と有用性

○飯島座長 まず、第1ラウンド、現状認識ですけれども、最近の事件処理の動向としては、各市町村を中心に地方公共団体で受け付けている公害苦情相談については毎年、私どもで統計をとっておりますが、平成27年度は72,461件ということで、このところずっと減少傾向が続いております。

この苦情相談の内訳としましては、最近騒音が、全体に占める割合として高くなっているという状況です。では、公害紛争処理に回ってくる事件の状況はどうかということで、中央委員会（公害等調整委員会）の事件の処理状況ですが、平成28年度は新規で20件受け付けまして、終結が31件です。中身としましては、やはり都市型・生活型公害が増加しているという状況です。

それから、都道府県の公害審査会等の状況ですが、こちらは、このところ若干、受付の事件数に増加傾向が見られます。平均40件から50件ぐらいを毎年受け付けられているという状況でして、やはり傾向として騒音に関する事件が一番多くなっております。やはり大都市近郊が多いということで、都道府県別ではかなりばらつきがあるという状況です。

それでは、まず初めに利光さんに伺いたいと思います。公害紛争処理事件の多くは、その前に市役所などで公害苦情相談を経てきているものが多いと考えられますけれども、その公害苦情の状況について最近の傾向、特徴といったものを伺いたいんですけれども、よろしく願いいたします。

○利光氏 大分市の利光でございます。資料1に沿って発言をさせていただきます。

私ごとですが、2年前に退職いたしまして再任用職員としてリセットになったわけですが、現在も大分市の環境対策課という部署で若い職員とともに苦情処理の現場に出向きまして、苦情者や発生源の工場等との協議などに関わる中で、公害苦情の解決に携わっております。

現役の頃は、大分市での工場の公害規制に30歳前後から50歳ぐらいまでの約20年間関わってまいりました。その中で大気汚染や水質汚濁に係る市民からの苦情相談、これにも対応してまいりました。

今回、パネリストとしての役を頂戴したわけですが、若干私自身、（このメンバーの中では）異色であるということを感じつつ、私の役目は基礎自治体の、市の職員としての目線や思うところ、今日経験をしておりますこと、苦情の事例、こういったもののお話をさせていただくことではないかなと思っております。その上で、最近の苦情

の傾向とその処理に携わる市町村の事情について、私の経験から最近の特徴を少し考えたいと思っております。

まず、皆様御案内のように、受理する苦情の種類が大変多様化しているということ。かつての苦情のように、申し出る市民の対極に悪臭や騒音を発生させる発生源である工場があるというような典型的な構図の苦情に加えまして、隣家の薪ストーブの煙が及んで来て困っている、あるいは給湯機の音や臭い、こんなもので困っている、こういった市民の生活由来のお困り事が程々の件数を占めているということです。その多くは、法規制の及ばない、近隣配慮の不足やマナーの欠如などが原因となっていることは申すまでもないことですが、このような場合は慎重な配慮の下に行政として対応することとなりますので、一般的には処理に要する時間が長期化してしまう傾向がございます。

また、対応する職員から見れば、苦情者が人生の大先輩であったり、ネット情報などで一定の情報をお持ちの上で苦情を申し立てておられたり、ということになりますと、職員として苦情者に寄り添うレベルというのが大変高度化しているとも言えると思います。

これに加えまして、市役所や町村役場は、その地域における最大のサービス産業であると言われておりますので、対応する職員の置かれている立場を見ますと、質の良い行政サービスを提供することが公務員として至極当たり前であるという厳しい市民の目線があり、そこには顧客である市民の満足度を上げるということを常に気にしながら対応を強いられているという現状がございます。

一方では、行政組織がスリム化する中で、処理するときに必要とされる組織体制が弱くなっている、あるいは忙しさに身を置いている現状では、職員個々の能力をじっくり磨くゆとりがない、そのために苦情処理をルーチンの下位に位置付けざるを得ないと、こういった事情が現場にあるということです。このことは、市民の目線から見ますと、職員のスキル不足、あるいはスキルの劣化というふうに映ってしまうわけです。

また、別の切り口で考えますと、法律を預かっている市町村と法律の権限がない市町村では、苦情処理のスキルに大きな隔たりがあるということがございます。具体的に申し上げますと、同じ市でも指定都市、中核市、政令市と、それ以外の市との間では、自治体の規模、組織体制、法律に通じているかなどの違いから、苦情処理のスキルに大きな隔たりがあることを出席したブロック会議などの場で私が感じることでございました。

そういった中で、都道府県公害審査会との関わりの現状についてですが、私の経験から、今日においても、また私が20年前に苦情処理の最前線で取り組んでいたその当時においても、苦情処理の現場でなかなか御納得をいただけずに、苦情者に都道府県公害審査会制度を御紹介した事例というのは程々あったわけですが、そういう制度があるなら県にも相談してみようと、具体的なアクションをお取りになった事例は極々まれでございまして、制度を利用したケースというのは私が承知している限り、皆無でございました。都道府県によっては差異があることをあえて承知で申すならば、市町村から見た都道府県公害審査会への依存の現状を考えたとき、端的に申し上げて、制度の存在について認識が薄いように感じております。また、苦情の申立者の立場から見ても、制度そのものを知らないという受け止めが一般的ではないかなと考えております。

このように、都道府県公害審査会の利用状況が今日、低調であるというその原因は、私が考えると三つぐらいあるのではないかなと思っております。

1点目は何といたっても都道府県公害審査会についての認知度が低いということだと思います。それから2点目は、市町村と公害審査会事務局との連携がどうも低調なのではないかと思っております。それから3点目は、公害審査会制度を活性化するための都道府県や市町村のパワーの低下と申しますか、具体的には行政がスリムになったり、あるいは業務が多様化したり、その量が増加するなどそれぞれが抱える課題などが背景にあると考えております。

そういったことで現状認識のまとめと市町村の、あるいは市民の受け止めですが、自省の念を込めて申し上げますと、県と市町村行政の連携の拙さ、市町村職員の制度に対する勉強不足、それから県や市町村それぞれが公害苦情処理や公害紛争処理の業務を単独で取り組む業務であると考えられる傾向が強いこと、言葉を変えますと、県民であり市町村民である住民のお困り事に、県と市町村が一体となって取り組む意識がお互いに希薄であるということ。このようなことが背景となって都道府県公害審査会は総じて市町村や市民にとって頼りたいと思える身近な制度にはなり得ていないのではないかなと思っております。市町村職員も審査会制度そのものをよく承知しているとは言えず、そのために当然、有用性についての実感もないのではないかなと思っております。

また、私の経験から、制度を活用しようとするならば申立者の中にはあらかじめネットなどで情報を収集する方もおられるわけですが、その情報から制度利用の現状、それから制度のメリットやその限界について承知した結果、解決のために頼りたい制度と

はなかなか認識をせずに、市町村に引き続き苦情処理をお願いしたいと話される方もいらっしゃいます。

以上、申し上げたことが市町村や市民のこの制度に対する受け止めではないかなと思っております。

○飯島座長 ありがとうございます。

利光さんから、市の立場で、この制度、公害苦情相談も含めた制度の現状、問題意識をお話しいただきました。この制度自体が認識されていないと、知られていないという御指摘もいただきました。それでは県のお立場で現状認識をお伺いしたいと思いますが、まず、佐賀県の古賀会長からお願いします。佐賀県さんの場合は全国的には比較的件数の少ない県と思えますけれども、現状認識につきましてお話を伺いたいと思います。

○古賀会長（佐賀県） ただいま御紹介いただきました古賀でございます。私自身は大学を3年ほど前に退職しております。現役時代は土木系の学科で環境工学を担当しておりました。資料の2を御覧ください。

まず、佐賀県の事情ですが（資料2 p. 2）、極めて事件の発生件数が少ないことです。これは今の利光様から報告がありましたように、恐らく苦情処理の段階で市町村の担当の方々が熱心に対応されておられるお陰だろうと、個人的には思っております。

今日は、平成26年の第1号事件について御報告いたします。

次の資料2 p. 4を御覧ください。事件の特徴でございますが、これは、焼却施設が設置された当初から、申請人から苦情が出ておりまして、その都度、関係機関が立ち入る、そして改善を若干行う、けれどもまだ苦情が出る、その繰り返しがずっと続いておりまして、この施設改善は我々が調停委員会を設置した後も続けられました。そうなりますと、調停委員会はその都度、現地確認、現地視察をしないといけないわけで、これも期日とか調停委員会が多くなった理由だと思っております。

御紹介が少々遅れましたが、この平成26年の第1号事件は期日が8回、調停委員会が19回ということで、それぞれの回数が非常に多くなりました。両者の関係は当初から相入れない関係でございました。よくよく話を聞いてみると、施設と関係なく、以前から近隣トラブルの関係にあったようです。

プロジェクターにお示しする写真は、配布資料には含まれていませんが、施設の入っている建屋です。ここに煙突が見えます。排出口がこの辺りにありますが、ここか

ら気体が出ています。大きな特徴は、この建屋が隣の建物ですが、敷地境界に接しているというのが大きな特徴です。この気体排出口からの気体の出方ですが、決して勢いのある出方ではございません。この施設の周りを歩きますと、スポット的に臭いを感じ、一言で言うならば、気体排出口からの排出気体が十分希釈されないような状況であったことが確認できました。

次の資料2 p. 5は悪臭規制の考え方についての概念図です。気体につきましては、敷地境界と、気体の排出口の二つで設定されています。この絵でいきますと、気体の排出口からの気体が希釈されて、その後、敷地のところで、ある規制値以下になっておけば良いというのが規制の考え方ですが、本件の場合、希釈という言葉がなかなか使えないような状況であったということです。

次の資料2 p. 6です。調停委員会は現地視察を行いました。大きな特徴は1回目の調停委員会のときに、問題ありと認識いたしまして、比較的早い段階で問題解決には施設の移設か撤去が妥当であろうというような結論に至りました。そのときの判断材料は、我々調停委員会の嗅覚です。調停委員3人とも三様、感じ方がちょっと違うのですが、それでも移設か撤去が好ましいというように判断いたしました。当然のことですが、客観的なデータがあれば、それも説得材料にできるのかなということで、そういうデータを集めましたけれども、最終的には我々委員会の判断と整合性のある結果が得られました。ただし、調停委員会は、そういう客観的なデータを前面に出して詰めると、相入れられるものもうまい具合にいかないだろうということで、双方の歩み寄りを優先させるために、じっと我慢して伏せておりました。客観的なデータというのは終盤において、具体的な受諾勧告のときに掲示することとしました。

次の資料2 p. 7を御覧ください。最終的に規制基準の適否について、委員会から市に依頼しました。結果的には法的には「適」だったのですが、ただ仮にこの当該地域に臭気指数という規制が導入されていたとするならば、「適」と判断するにはやや難しいという結論が得られました。そういうことも含めて説得しまして、最終的には調停が成立しましたが、苦労した点は、とりあえず相当時間がかかったということと、それから当事者に説明をして納得していただくことにも相当苦労したということです。

次の資料2 p. 8を御覧ください。メリットとデメリットです。一言で言うならば、我々は経験がほぼない、いわゆるビギナーの調停委員会でしたが、基本的には県の事務局と公調委のサポート、バックアップがあって、大きな問題なく仕事ができたと理解しております。

ただ、苦情処理の段階で、当事者の関係がこじれていると、調停のところでの作業

が相当大変になるな、というのが印象です。あとは、もう毎度のことですが、調停委員会は、丁寧かつ根気強い説得が重要だということを改めて経験いたしました。

私、個人的にはこの連絡協議会に、長年出席してきております。成功事例もたっぷり教えてもらいました。苦労話もたっぷり聞かせていただきました。そういうことも大変役に立ったと思っておりますが、むしろ失敗事例というのも御紹介いただければ良かったのかなと思っております。

次の資料2 p.9を御覧ください。メリットなんですけど、当然のこと、対策についても当事者自ら選ぶことができる、そこがメリットかなとも思っております。あと、本件で、我々調停委員会は受諾勧告を行いました。それは、調停委員会がいろいろ議論を重ねたことや、もっと大事なこととして丁寧にデータを集めたこと、それらが、調停が成立せず打切りとなりますと、何も残らないということになることもあります。そうなってきますと、やはりメッセージを残すための何かを伝えることも大事じゃないかなということで、受諾勧告を行いました。

ただ、マニュアルによれば、この受諾勧告はハードルが高い。伝家の宝刀だから余り抜かないように、というようにも読み取れます。今、申しあげましたように、受諾勧告は、何らかのメッセージ性、公益性もあると考えられますので、そういう意味でも受諾勧告のハードルをもう少し下げただけであれば良いのかなと思いました。

以上でございます。

○飯島座長 古賀会長、どうもありがとうございました。

事件の対応を非常に集中的に行い、期日、それから調停委員会の開催回数を重ねられまして大変御苦勞なされたということで、その経験に基づくお話をいただきました。

それでは、今度はかなり扱う件数の多い大阪府の福原会長からお話を伺いたと思います。よろしく願いいたします。

○福原会長（大阪府） 大阪府公害審査会会長をしております福原でございます。私は弁護士でありまして、大阪弁護士会に所属しております。大阪弁護士会には公害対策環境保全委員会という、要するに環境問題に特化した委員会がございまして、私もその委員会に長らく所属して委員長も務めたという経歴を持っております。

そういうこともありまして、弁護士会から推薦を受けまして、3年前から大阪府の公害審査会の会長を務めさせていただいているということでもあります。

この3年余りでありますけれども、私自ら調停委員長を務めて、3件ほど担当いた

しましたが、2件は調停成立となり、1件は残念ながら取下げで終了いたしました。そういった経験も踏まえながら報告をさせていただきたいと思います。

まず、大阪府公害審査会の過去10年間の事件の実施状況等、それから事件の傾向について御報告をしたいと思います。

資料の3を御覧ください。大阪府の場合は、この10年で合計40件ほど事件を受理しております。大体1年当たり平均4件です。(資料3 p.3)

この申立て被害の種類ですけれども、騒音振動案件が29件ということで、これが圧倒的なものを占めておるという状況です(資料3 p.4)。この騒音振動事件の中で最近の傾向としては、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムといったいわゆる低周波騒音の被害の案件が4件ほど出てきております(資料3 p.5)。そのほかにも大気汚染等々がありますけれども、これは資料3 p.6を見ていただければ、と思います。

それから申立ての主体ですけれども(資料3 p.7)、住民からの申立てがうち35件ということで、ほとんど住民から申し立てられたものです。相手方は企業が多いわけですけれども、そのほかには国とか、大阪府とかがあります。逆に住民以外の企業等法人からの申立ても7件ありまして、この中には住民に対しての申立てが2件ほど含まれておるといことです。

この調停の経過ですけれども(資料3 p.8)、40件のうち36件が既に終了しております。この終了事件の内訳ですけれども(資料3 p.9)、成立案件が12件ということで、成立率が約35%です。これに対して打切り案件が17件、それから取下げ案件が7件となっております。

成立した12件については、資料3 p.10を見ていただければと思います。事件を受理してから成立までの時間的なスパンですけれども、大体、調停期日6回程度で、12件のうち8件は成立しております。平均しますと成立まで大体11か月ということですので、裁判所が行っている民事調停制度と比べてもそんなに遜色はないのではないかと思っております。

それから、打切り事件は17件、これも資料3 p.11を見ていただければお分かりいただけると思いますけれども、打切りの時期ですね、大体、調停期日2回までで9件の打切りということです。打切りの内容は基本的には被申請人の方が欠席をする、といった事情で、成立見込みがないという案件ばかりです。

それから取下げ案件ですけれども(資料3 p.12)、これは7件ほどあるんですが、第1回期日前に2件取り下げられています。それから第4回期日までの間に更に4件取り下げられている、その他1件ということでもあります。大体これがこの10年間の事件

の状況であります。

大阪府の場合、調停成立に向けていろいろと努力はしているんですけども（資料3 p.13）、その中でやはり住民との接点となっております事務局の対応が非常に重要であると思っております。

大阪府の場合はこの受付段階において、申請書の作成、それから証拠資料等、非常に分かりやすく親切に指導しているということですね。それから特に被申請人の方は、いきなり調停申請を受けたということから拒否反応が非常に強いということで、なかなか期日に出席することについて抵抗されるケースが多いんですよ。そういう被申請人を、事務局がより丁寧に、この調停制度の目的、手続について説明をして、それで期日に出てきてほしいということをやっているということですね。

それから調停委員会の方は（資料3 p.14）、期日前にこの調停をどのように進めるかについて、審理計画を用意して、争点を整理した上で調停に臨むことにしております。特にできるだけ早い時期に現地を見るということで、現地調査を入れるように努めております。（資料3 p.16）

特に申請人には、この調停のメリットはもちろんですけれども、やはり裁判と違いますので、おのずと限界があるということも十分説明した上で臨んでいただくことにしております。

被申請人の方も、特に企業の場合には、最近は近隣紛争的な紛争が増えておりますから、地域の中での対立となるわけで、企業としての社会的な評価、これは非常に大事なことです。そういう点を十分心得て臨んでくださいという話をして協力していただいているということです。

できるだけ申請人と被申請人との間の感情的な対立で泥沼化した状態で調停ということですので、その感情的な対立をできるだけ和らげて、和解に向けた信頼関係を醸成していくような努力をしております。

それから、一つは利害関係人の参加ですね。直近で成立した案件なんですけど、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの騒音の案件ですけども、この事件について、この家庭用燃料電池コージェネレーションシステムのメーカー、それから設置した住宅メーカー、それを手続に招いて、参加してもらって助言を受け、その助言の結果、成立したというケースがございます。そういうことで非常に柔軟に対応できるというのも、メリットではないかなと思っております。

メリットとしては、従来から言われていることですので、資料3 p.17に付け加えることはありませんけれども、特に申し上げたいのは行政との連携でして、この連携が

もう一つうまく機能していないという御指摘もありましたけれども、ただ、これは裁判とは違いまして、やはり府と市町村との関係でもありますので、行政情報は得られやすいんです。ですから、そういう情報を得ることによって、当事者双方にそれを伝えて、調停をまとめる方向に進められるという、これは大きなメリットではなかろうかなと思っています。

デメリットは1点、資料3 p.18に書きましたが、せっかく合意しても、債務名義としての効力がありませんので、履行確保の点から履行勧告という制度だけでは不十分ではないかと思っておりますけれども、これは制度の立て付けですから、やむを得ないかなと思っています。この程度でお聞きいただければと思います。

以上でございます。

○飯島座長 福原会長、ありがとうございました。

福原会長からは、多数の事件を扱っておられる中で、共通して留意されている点などにつきまして御紹介をいただきました。

今、お三方それぞれの立場から、現状認識とメリット、デメリットにつきましてお話を伺いましたけれども、今までのお話をお聞きになられまして、北村先生、何か御意見はございますでしょうか。

○北村教授 今、三つの自治体の話を承りました。この三つだけでも、このようになり多様でありますから、ここに御参集の47都道府県を見れば相当に多様な実情があるのだろうかと、感じるところです。

その中で、古賀さんが御指摘になった中で一つ、はっと感じたところがございます。要望というようなことでしたでしょうか、マニュアルのハードルがちょっと高いというようなお考えをお示しになった。これは多分御実感だと思うのですね。

基本的にマニュアルというのは、我々の業界用語で言えばガイドライン、行政規則であって、法規命令ではありません。これは政省令でも何でもありませんから、法的拘束力はありません。このため、従う義務はないのです。したがって、御自分たちで使い勝手がよくなるようにカスタマイズなされたらよい。御自身の現場でうまく組んで上げたり下げたりすれば良いので、これを金科玉条のごとく国の政省令だと思うのは誤解です。そういう認識で適切ですよ。

○飯島座長 そういうところもありますし、法令で決められたものもその中に書かれ

ているので、一概には言えないのではないかと。

○北村教授 法律の説明をしている部分は別ですが、公調委の解釈として示されている部分の全部に拘束力があるごとく示していると、だました感じにもなりかねません。カスタマイズしても良いものは良い、駄目なものは駄目と、白黒どちらかしかありませんので、これは多分事務方から使いやすいようにお示しする必要があるように感じました。

○飯島座長 ありがとうございます。その辺の御指摘も踏まえてまた検討してまいります。

○古賀会長（佐賀県） 一言いいですか。マニュアルをじっくり読むと、やはり読み手はちょっと（ハードルが）高く感じるんです。基本的には公調委に連絡をして、今、北村先生がおっしゃったようなやり方でいいですよ、ということで回答いただきましたので、そのように実施いたしました。

ただ、私のように経験のない者がやはり頼るのはやっぱりガイドラインだろうと思いますので、そこをもう少し工夫していただければいいんじゃないかなというのが提案です。

○飯島座長 いろいろな御意見があるかと思しますので、その辺り、今後もブロック会議を含めて、いろいろ意見交換の場を設けまして、御意見をいただいきたいと思えます。ありがとうございます。

ここまで、現状認識とメリット、デメリットということでお話を伺いましたけれども、今までのところで何かフロアの方で御意見、御質問などありましたら伺いたいたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、またもう1回お聞きするタイミングもありますので、よろしく申し上げます。

#### ◆第2ラウンド：公害紛争処理制度の利用促進に向けた具体的方策

○飯島座長 ここまで、現状と、それからメリット、デメリットということでいろいろお話を伺いましたけれども、今後この制度、いろいろ問題点もあるかもしれません

けれども、どうやって利用を促進して、良い結果を得ていくかということについて、また御意見を伺いたいと思います。

まずベースとして、公調委の広報の現状をご説明します。

まず、ホームページを通じた情報提供を行っております。実はホームページも結構頻繁に見直しを行っております、できるだけ分かりやすいようにということで改善を進めております。もし何か御意見などありましたら、いただければと思います。引き続き、読みやすいページの提供に努めていきたいと思っております。

次に、皆様御存じの機関誌「ちょうせい」、それからリーフレットを作成・配布しております。これらはいずれもホームページ上で御覧いただくことができます。リーフレットは部数が必要であれば、おっしゃっていただきたいと思っております。

さらに、政府広報のテレビ番組を活用いたしました。また、総務省本省が発行している広報誌「総務省」（平成28年12月号）にも、制度のPRを掲載いたしました。

地方自治体向け広報の取組みといたしまして、公調委の担当者が、市区町村に訪問いたしまして、PRなども含め意見交換をさせていただいており、今後も継続していきたいと思っております。それから、都道府県からの要請を受けて、講師を派遣するというを行っております。あるいは都道府県の要請で、都道府県が主催する管内市区町村職員研修会などに講師を派遣するというような取組を行っております。御希望がありましたら、是非御遠慮なく私どもに御要望をいただければと思います。

また、ブロック会議を開催して都道府県・市区町村との情報共有を図っております。本年度も秋に開催いたしますので、どうかよろしく御参加を、あるいは準備の方もよろしくお願いいたします。

弁護士会、裁判所、法テラスにおける制度説明といった、法曹向けの広報ということでも引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

公調委では、現在、以上のような取組によって、広報に努めているところでございます。

それではまた皆様方にそれぞれお話を伺いたいと思っております。まず大阪府の福原会長からお願いします。

**○福原会長（大阪府）** やはり、審査会の機能を本当に充実させていこうと思えば、市町村との連携というのは非常に大事だと思いますね。今日のお話の中でも随分出てきておりましたけれども、市町村レベルで、この制度に対しての認識がまだまだ十分ではないという感じがしております。あわせて市町村に対しての周知も十分でない、

ということですね。

結局、広報の問題だと思います。本日の連絡協議会で、私ども大阪府から報告するというので、大阪府の事務局の方に過去10年間の事件についての事件概要をまとめるよう指示しましたら、パッとまとめてくれたんですよ。そうすると、これだけ蓄積した事件概要を何とか市民や市町村の担当者と共有できないかと考えたところ、それはホームページを利用するしかないんじゃないかと思い立ちまして、このまとめた事件概要をホームページに載せることにしました。5月29日にオープンしておりますので、是非見ていただきたいと思います。

資料3の19ページ以下に、ホームページに掲載したものを例示しておりますので、御覧いただければと思います。過去10年間の申請事件の概要ということで、大気汚染から悪臭まで、被害要件別にそれぞれの事件をここに記載しております。

大気汚染というところをクリックしていただければ、このように出てきますし、それから土壌汚染をクリックしていただければ、更にこういったものが出てくるということです。(資料3 p. 20～29)

この事件概要、個人情報に抵触しないように十分配慮した上でまとめたものですが、恐らく市町村の担当者の方々は、審査会でどういった事件を扱っているのか、これを見ればスッと分かっているかと思えます。それからどういう結末になっているかということも分かっているかということで、窓口相談に来られた市民の皆様に対しても、これを見ながら説明もできる、キャッチボールができるわけですね。そういう形でも利用していただけるんじゃないかなと期待をして作りました。これは全国初だそうですので、是非皆さん御覧いただいて、参考にいただければと思います。

以上でございます。

○飯島座長 ありがとうございます。こういう形での情報提供がまた広がっていくということは本当に良いことだと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは佐賀県の古賀会長、お願いいたします。

○古賀会長（佐賀県） 資料2 p. 10を御覧ください。この紛争処理制度の普及につきまして、先ほど大阪府の例がありました、やはり啓発活動が非常に大切だと思っております。特に市民目線での啓発活動が大切だと思っております。

もう一つは、次の資料2 p. 11にも書いておりますけれども、今、大阪府から御紹介

のあったように「相談受付に対する質の高いHPのサンプルを紹介することも一策と思われる」ということで、苦情についても、こういうことを苦情で出してくださいというサンプルを示していくことも大切だと思います。ただし、こういうサンプルをホームページに挙げますと、苦情件数が増加することになると思われますので、現場のやる気と納得が大前提だろうと思っております。

あとは、高齢者の方々は、ホームページを見る機会がない場合が多くございまして、県民だよりとか、市報とか、公民館での生涯学習といったところで情報を伝えていただければ役立つのかなと思いました。

以上でございます。

**○飯島座長** どうもありがとうございました。ホームページの充実とあわせて、それ以外の広報媒体の活用も重要という御指摘をいただきました。

そのほか市町村との連携も重要であるというコメントをいただいておりますけれども、利光さん、今までのお話を聞いていかがでございましょうか。

**○利光氏** 制度利用の促進に向けた具体的な方策ということで、これは市町村、あるいは都道府県の個々の取組が相互に作用し合ひまして、全体の活性化につながるという、この大きな考え方の中で、あえて幾つかに分けてお話をしてみたいと思います。資料1でございます。

まず市町村の方策ですが、まずは公害紛争処理制度そのものと現場の実務を職員に研修する機会を市町村で充実することが大切だと考えております。

また、最近は私のような退職後の再雇用職員も増えておりますので、この方々の知識、経験、あるいはパワーといったものを活用して、組織体制の強化を図ることなどが市町村の方策の一つであるのではないかと考えております。

次に、都道府県にお願いしたいことですが、都道府県の地方行政組織と市町村、特に法的権限を持たない市町村との連携の強化です。市町村民であり、また都道府県民である住民の方々のお困り事に、市町村職員と一体となって真摯に向き合っていたいただきたいと思っております。事例によっては、都道府県の方から制度利用を積極的にアピールしてほしいと思っておりますし、その一例として既に取り組んでいる都道府県もあるわけですが、市町村職員が苦情処理の現場で配布することのできるような、都道府県公害審査会制度に特化した分かりやすいA4サイズ1枚程度のチラシを作成するとか、こういったアイデアもあるのではないかと考えております。現場の苦情処理

が極まった場合に、市町村職員がチラシを配布することで、当然、制度の認知度もアップいたしますし、制度本来の意味での利用促進が図れるものと、その可能性を感じております。

あわせて、市町村行政の中で何が充足をされていないのかということを反映した公害紛争処理制度に関する研修を、市町村職員を対象として開催する、あるいはそれを充実強化するということもお願いしたいと思っております。

それから都道府県と市町村職員が一体として取り組む方策についてですが、都道府県民、市町村民のいわば顧客満足度の向上を目指して、両者が一体となった苦情の現場調査、解決に向けての対応の合同協議をお願いしたいと思っております。

それから国にお願いしたいことですが、市町村の苦情処理の実務について、これまで以上に現場目線を養っていただき、理解を深めていただくようお願いしたいと思います。

具体的には、第2ラウンドの冒頭、座長から御紹介があったように、既に、ブロック会議以外にも市町村に出向く機会を作っていただいているようですが、これまで以上にそういった機会を作っていただき、市町村職員の思いや抱える課題などについて意見交換を積極的をお願いしたいと思います。また、可能であれば苦情処理に同行していただくなど、市町村の苦情処理のルーチンそのものについて、何が足りないのか、「目から鱗」の御助言を頂戴したいと思います。そこにはこの制度を活性化するヒントがあると考えております。

一つのアイデアを申し上げますならば、市町村の苦情処理の現場で何に不自由をしているのか、現場の課題についてこういった代替案があるとか、そういった建設的な意向が吸い上げられるようなアンケート調査を公調委には何らかの機会にまた実施をしていただいて、市町村職員の元気の出る仕組みを御検討いただきたいと思っております。

最後でございますが、私は今、公害苦情相談アドバイザーをやらせていただいておりますので、若干の雑感を申し上げます。

九州・沖縄ブロック、あるいは中国・四国ブロックの会議などで、研修や事例討論に参加させていただいたときに強く印象に残ったことを申し上げますと、参加している市町村職員お一人お一人の討論における目の輝き、感度、食い付き、こういったものに大いに感心させられました。皆様からは等しく、市民から寄せられた苦情を、何とか望ましい方向に処理していこうという高い意欲が感じられました。ある意味では市町村職員のこのような意欲の維持・向上というのが、この制度を支えているということだと思っております。

本日のテーマである制度の利用促進につきましては、国と都道府県と市町村のそれぞれが別々に本制度の利用の推進を意識し、それぞれが努力するという性質のものではないと私は思っております。言葉を変えますと、国と都道府県とそれから市町村が、相互に協力・連携する中で、それぞれが取り組んだ成果を足し合わせたその総和が、国民の苦情処理に対する満足度を向上させていくんだと思っております。

そのためにもそれぞれの主体がその総和を増やしていく取組が、ひいては制度の利用促進につながるのではないかと考えております。

以上でございます。

**○飯島座長** どうもありがとうございました。今日の議論をほとんどまとめていただきました。ありがとうございます。

では、今までの話の内容につきまして、北村先生からコメントをお願いしたいと思います。

**○北村教授** この制度のことを住民が知らないということを、口々におっしゃっていました。ところで、住民の代表の方にはこの制度がどのぐらい認知されているんでしょうか。すなわち長と議会です。都道府県知事と都道府県議会、あるいは市町村長と市町村議会、これらがかなり関心を持って活用を説けば、事務方はもう動かざるを得ない。政治がかなり関心を持った制度になっている場合には、やはり職員もやらざるを得ないと思うのですが、皆様方のところで、長と議会はこの制度について関心があるのでしょうか。

**○古賀会長（佐賀県）** 非常に難しい質問です。我々が委員になるときには議会で承認を受けますが、その際には、顔写真も撮られて紹介されていますので、それなりの認知度はあるのかなと理解しております。

むしろ、ちょっと先ほど言い忘れたんですけども、やはり市町村のところで苦情が来て、一番大事なのは、その苦情の処理と、都道府県の業務とを仕分けるところの判断が非常に難しいと、私は、思っております。

そういう意味で、市町村のレベルでのアドバイザーがおられると、少しその辺りが緩和されるんじゃないかと思えます。そういうところも是非、国の方でそういうことをやりなさいと言っていたいただければ、市町村も動きやすいのかなと思えますので、要望という形で言っておきたいと思えます。

以上でございます。

○福原会長（大阪府） 難しい質問ですね。大阪府のトップがよくその辺りを認知しておられるかどうか、直接見聞しておりませんので何とも申し上げられませんが、大阪市長は弁護士の方ですので、理解はしておられると思います。いずれにしましても、本制度についての広報の充実とともに、市町村担当者に対する研修においても、実際に即した臨場感に富んだ研修を行うことができれば、この制度に対する理解も一層深まるのではないのでしょうか。

○飯島座長 ありがとうございます。

大体皆さんから御意見をお聞きし終わったところなんですけれども、ここまでのパネリストの皆様の議論をお聞きになって、フロアの方で何か御意見・御質問がございましたら是非お願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

研修という話が今、結構出ていましたけれども、実際に何件か私どもの方でも把握しているところがありますけれども、例えば栃木県さん、いかがですか。

○石川氏（栃木県） 栃木県の環境保全課の石川と申します。当県では平成27、28年度、市町村の担当者向けの研修会を実施しております。内容は、公害苦情相談アドバイザーの方に来ていただきまして、制度の周知とか、苦情処理の事例をお話ししております。かつ市町村からも自分のところでの苦情処理の案件について事例発表もしていただきまして、それに対してアドバイザーさんから助言をいただくというような形で、ここ2年ほどやっております。おおむね参加者の方からは好評を得ております。昨年は、23市町村と5事務所から35名の参加者に来ていただきまして、大変好評を得ているところでございます。

以上です。

○飯島座長 ありがとうございます。ほかにもいろいろ研修されている県があると聞いておりますけれども、お時間の関係もございますので、ここまでとさせていただきます。

◆終わりに：総括

○飯島座長 それではいろいろと御意見いただいたところですが、総括としては、先ほど利光さんがお話してくださいましたけれども、とにかく市町村と都道府県と国が今まで以上に連携して、より良い、使いやすい制度にしていくために、それぞれのレベルでまた自分たちで工夫できることは工夫しながら、取り組んでいくということじゃないかなと思います。

そういうものの一つとして研修を充実していくとか、あるいはホームページやそれ以外の広報も工夫していくということ、あるいはアドバイザーをさらに拡充していくということ、といった、いろいろな御意見がありました。

これらを承りまして、本日は何か特別に結論まで導き出すということではございませんけれども、こういった議論をまた参考にしながら、私どもも工夫をして取り組んでいきたいと思っておりますし、また皆様方も是非今後の業務に役立てていただきたいと思います。

引き続きまたブロック会議などで、私どもと都道府県の皆様方、市町村の皆様方といろいろコミュニケーションする場もこれからも設けてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、このパネルディスカッションを終わりにさせていただきます。本当に皆様方ありがとうございました。

# 公害紛争処理制度の活性化について

元大分市環境部長/公調委公害苦情相談アドバイザー 利光 泰和

## 1 少し自己紹介を

- 1-1 私の履歴
- 1-2 パネラーとして参加するスタンス

## 2 制度の現状認識と有用性について

- 2-1 最近の苦情の傾向とその処理に携わる市町村の事情
- 2-2 都道府県公害審査会(都道府県事務局)との関わりの現状
- 2-3 現状認識のまとめと有用性に対する市町村や市民の受けとめ

## 3 制度の利用促進に向けた具体的方策について

- 3-1 市町村の方策
- 3-2 県に求めたい方策
- 3-3 県と市町村が一体として取り組む方策
- 3-4 国(公調委)に求めたい方策
- 3-5 公害苦情相談アドバイザーとしての雑感

# 公害紛争処理制度の活性化について

佐賀県公害審査会会長  
古賀憲一

資料2 p. 1

## 佐賀県の事例から見た苦情・紛争処理の現状

- 佐賀県民性：頑固一徹、辛抱強いしっかり者（佐賀県HPより）。
- 苦情が出ても市町村の行政対応で解決することがある。主要な苦情は大気汚染（農地での野外焼却）、水質汚濁であるが、騒音（平成27年第一号）と悪臭（平成26年第一号）は、近隣トラブルが大半と思われる。
- 平成26年第一号は悪臭問題。
- 平成27年第一号（騒音）は、被申請人から申請人に受け入れ可能な対策案が提示され、比較的、短期間内に成立。

資料2 p. 2

# 平成26年(調)第一号事件の概要

- 申請人 : 個人 被申請人 : 法人
- 経過 : 平成26年7月申請受付、平成28年5月調停成立  
(調停期日8回、調停委員会19回)
- 請求事項
  - 焼却設備の稼働を直ちに停止、焼却設備の移設、損害賠償金の支払い 等
- 申請理由
  - 被申請人は、平成25年4月に申請人との敷地境界付近に焼却設備を設置
  - 当該施設は、ほぼ連日24時間稼働
  - 排煙による悪臭・異臭による生活への支障、健康被害・精神的苦痛 等
- 調停条項
  - 被申請人は、期限までに焼却設備を同地番外に移設(期限までに移設できないときは運転の停止)
  - 申請人は、被申請人に対し、本件解決金100万円の支払い 等

資料2 p. 3

## 平成26年第一号事件の特徴(1)

- 施設設置から度々、苦情申し立て(複数の行政機関)があり、施設への立ち入りや施設改善が繰り返され、施設改善は、調停委員会設置後も実施され、調停作業の長期化の一因ともなった。
- 申請人の言い分、「大きな被害を受けている」、被申請人は「行政指導も受けており、影響は軽微である」と相容れない関係にあった。
- 長い間の近隣トラブルがあり、悪臭問題発生当初から互譲の精神に基づく信頼関係の維持すら困難な状況にあった。

資料2 p. 4



出典：環境省HP  
「悪臭防止法の手引きパンフレット」より

資料2 p.5

## 平成26年第一号事件の特徴(2)

- 調停委員会は、現地調査を踏まえ、臭いに関しては「問題あり」と判断（施設移転か撤去）。客観的に判断する実測データは、簡易結果（臭気強度）のみであったが委員会の判断と大きな齟齬はなかった。
- 調停委員会は、客観的事実を前提にした調停を進めれば、当事者の歩み寄りが困難になると考え、妥協点を見いだすことを優先させ、客観的な判断基準の提示は最終段階（受諾勧告）まで控える方針とした。
- 悪臭防止法の規制基準の適合については、施設改善が繰り返されていたため行政による測定が実施されていなかった。調停委員会から依頼し、実施された。
- 当該地域は、特定悪臭物質の濃度による規制基準であり臭気指数による規制は導入されていない。

資料2 p.6

## 平成26年第一号事件の特徴(3)

- 特定悪臭物質濃度の測定結果は、規制基準に適合。嗅覚測定の結果は、敷地境界で臭気強度3、気体排出口では4と記載されており、特定悪臭物質濃度のものと整合しない結果となった。調停委員会の判断と嗅覚測定結果とは矛盾しない結果であった。
- 施設の設置箇所を考慮すると、規制基準の適用そのものにも無理があると判断。悪臭規制は、排出源からの希釈を前提としているが、前提条件の適用が困難なケース。このことは施設撤去あるいは移設の根拠となった。

資料2 p.7

## 公害紛争処理制度のメリットとデメリット(1)

- 紛争処理制度そのものは、必要不可欠な制度と考える。委員の経験不足については、公調委と事務局との連携が大きな支えとなった。
- 苦情処理の段階で当事者の関係がこじれていると調停成立に導くことが難しくなる。
- 委員会が期日において分析結果等を駆使しつつ、話を聞くことによって、こじれた関係を緩和できる。
- 委員会の丁寧かつ根気強い説得が重要。
- 個人的には、本連絡会議で得た情報が有益であった。啓発活動としての成功例を知ることは参考になった。失敗例についての情報があっても良いように思われる。

資料2 p.8

## 公害紛争処理制度のメリットとデメリット(2)

- 裁判と異なり解決策の案出から受け入れに至るまで、当事者自ら選ぶことができる。
- 裁判になることを想定すれば、調停委員会等での判断結果や客観的な情報の有効活用も重要。調停打ち切りとなれば、それまでの作業が無となることもある。受諾勧告は、何らかのメッセージ性(公益性)もあると考えられ、もう少し受諾勧告のハードルを下げてても良いのではないだろうか(マニュアルを読んだ限りでは高く感じた)。

資料2 p. 9

## 公害紛争処理制度の活用推進に向けた具体的方策

- 紛争処理制度についての啓発活動は重要であり、特に、市民目線での啓発(広報)が重要。
- 公害問題は、原因者とならないことが重要。知識、情報不足のため問題にならないと思って(理解不足あるいは誤解して)いても、苦情の発生により初めて問題の深刻さを理解し、被申請人も悩むケースがあると思われる。非公開の原則を尊重しつつも、予防的な事例を広報等による周知することはできないだろうか。

資料2 p. 10

## 公害紛争処理制度の活用推進に向けた具体的方策

- 生活環境に不快感を感じつつも苦情を発せず、我慢を重ね、苦情を申し出ても、最終的に泣き寝入りする可能性がある。
- 自治体のHPに苦情受け付けの窓口はある。市民目線で相談できるような例が見受けられるが、十分でないようである。縦割り行政の枠組みでは、たらい回しになる可能性がある。公害問題、環境問題は、基本的には総合行政での対応が重要。相談受付に対する質の高いHPのサンプルを紹介(推奨)することも一策と思われる。ただし、現場のやる気と納得が前提。
- HPによる広報は、高齢者等に伝達されにくい。県民日より、市報での広報、公民館等での生涯学習の一環として伝達することも可能では。

資料2 p. 11

## 公害紛争処理制度の活用推進に向けた具体的方策

- 苦情処理における経済的・人的負担を考えると何らかの支援体制が必要と思われる。苦情処理と公害紛争処理制度に仕分け等について経験豊かなアドバイザー制度を市町村レベルにまで普及させても良いのではないだろうか。

資料2 p. 12

# 公害紛争処理制度の 活性化について

大阪府公害審査会会長 福原 哲晃

# 公害紛争処理制度の 現状認識と有用性

# 1-1. 受付事件

- \* 大阪府公害審査会 発足(昭和45年)
- \* 200件受付(発足以来)
- \* 過去10年間の受付
- \* 40件(年平均受付4件)



資料3 p. 3

# 1-2. 申立て被害の種類

- \* 騒音振動 … 29件
- \* 大気汚染 … 7件
- \* 土壌汚染 … 5件
- \* 悪臭 … 7件

(同一事件での重複申立を含む。)

資料3 p. 4

## 1-3. 事件の傾向(騒音・振動事件)

\* 騒音・振動事件が7割を占める

内11件…近接する工場・事業所・店舗等からの騒音案件

4件…家庭用燃料電池コージェネレーションシステム等の  
の室外機による低周波騒音事案

5件…建築工事・土木工事騒音

4件…駐車場騒音

5件…その他

資料3 p. 5

## 1-3. 事件の傾向(大気汚染)

\* 大気汚染 7件

内1件…自動車排ガス

2件…煤煙

4件…粉塵

資料3 p. 6

## 1-3. 事件の傾向(申請人)

- \* 申請人
- \* 住民からの申立て…35件  
被申請人
  - 企業(23件)
  - 国 (1件)
  - 大阪府(2件)
  - 大阪市(1件)
  - 住民(8件)
- \* 申請人
- \* 企業等法人からの申立て…7件  
被申請人
  - 公法人(1件)
  - 企業(3件)
  - 大阪市(1件)
  - 住民(2件)

資料3 p. 7

## 2-1. 調停経過

- \* 40件の内36件が終了
  - \* 係属事件4件(平成29年受付の新規事件2件を含む)
- ※但し、上記40件とは別に、  
平成6年申立て(淀川左岸線道路公害事件)が  
現在も係属中

## 2-2. 終了事件

- \* 成立…12件(約35%)
- \* 打切り…17件(約46%)
- \* 取下げ…7件(約19%)

資料3 p. 9

## 2-3. 成立事件

- \* 事件の種類
  - 店舗・工場等騒音(3件)
  - 低周波(2件)
  - 鉄道、保育園、駐車場、園舎建築工事、宅地造成工事等騒音、土壤汚染、悪臭(各1件)
- \* 成立時期
  - 2回(1件)・3回(2件)・5回(1件)・6回(4件)
  - 7回(1件)・8回(2件)・9回(1件)

## 2-4. 打切り事件

- \* 事件の種類
- \* 土壌汚染(4件)、駐車場騒音(2件)
- \* 室外機騒音(2件)、建築工事騒音(2件)
- \* 道路騒音(2件)、事業場騒音(2件)
- \* 集合住宅騒音、道路公害、木材チップ粉じん(各1件)
- \* 時期
- \* 1回(6件)、2回(3件)、3回 6回(各2件)、
- \* 5回 4回 9回 14回(各1件)

資料3 p. 11

## 2-5. 取下げ事件

- \* 事件の種類
- 煤煙、工場騒音、低周波騒音、カラオケ騒音、埋め立て工事、道路騒音、塗料粉じん(各1回)
- 取下げ時期
- 第1回期日前(2件)、1回~4回期日後(各1件)、11期日後(1件)

## 3-1. 調停成立に向けて 努力している点

- \* 事務局
- \* 調停受付段階において、申立書の作成や証拠資料等について分かり易く指導
- \* 特に、受理後、その多くが拒否反応を示す被申請人に対して、公害調停の目的や手続きについて懇切に説明し、期日への出席確保について努めている。

資料3 p. 13

## 3-2. 調停成立に向けて 努力している点

- \* 調停委員会
- \* (1) 審理計画の策定と迅速な期日の設定
- \* (2) 申請人に対して
- \* (3) 被申請人に対して
- \* (4) 調停委員会として

資料3 p. 14

## 4-1. 調停運営において 苦慮(工夫)している点

- \* 不調により終了した調停事件につき、一方当事者から閲覧請求提出された。
- \* 公表(公開)を前提とした閲覧請求は今後の調停において当事者の協力を得られない等、調停手続きの円滑な進行に支障が生じるおそれ、府民の信頼を損なうおそれがあるため不許可とした。

資料3 p. 15

## 4-2. 調停運営において 苦慮(工夫)している点

- \* 大阪府公害審査会委員15名
- \* (弁護士5名 学識経験者10名)
- \* 3名の調停委員の日程調整は事案に応じ現地調査を含めた審理計画を立て、複数期日の日程を予め調整するなどの運営を行っている。

## 5-1. 司法解決と比べた 公害紛争処理制度のメリット

### メリット(調停について)

- (1) 民事調停制度と同様に当事者が調停委員を介することで、双方の立場、考えを理解し、解決点を見出せる。
- (2) 調停委員会が、環境分野に精通した弁護士、学者で構成されている。
- (3) 行政対応に関する必要な情報が得られる。
- (4) 手続上柔軟な対応が可能。
- (5) 公害紛争処理に精通した事務局の対応によりアクセスが易しい。

資料3 p. 17

## 5-2. 司法解決と比べた 公害紛争処理制度のデメリット

- \* デメリット(調停について)
- \* 調停で成立した合意書が「債務名義」として認められていない。

# 公害紛争処理制度の利用促進 に向けた具体的方策

資料3 p. 19

## 終結した事件の概要を ホームページに掲載(大気汚染)

### 過去10年間の調停申請概要

苦情の種類
大気汚染
水質汚濁
土壌汚染
騒音
振動
地盤沈下
悪臭

(水質汚濁、地盤沈下の調停申請は該当無し)

### 公害紛争に関する手引き、よくある質問・回答集

[公害紛争処理の手引き \[PDFファイル / 539KB\]](#)

# 終結した事件の概要を ホームページに掲載(大気汚染)

過去10年間の調停申請概要

公害の種類	係属期間	終結態様	調停申請概要
大気汚染	15ヶ月	打切	被申請人は、道路建設計画に関し1建設道路のトンネル化、2排気ガスが溜まらないよう山を切り開き無風状態の解消、3建設道路分離帯の一定間隔に煙突を設置し排気ガスの拡散、4建設道路をすべてチューブ状にし排気ガスを排出しない。いずれかの対策を求める。
大気汚染	13ヶ月	取下	工場からの煤煙により、申請人らは、大気汚染、悪臭による健康被害、家屋や自家用車の汚れ等の被害を受けているため設備改善を求める。対策をとらない場合は工場の閉鎖、移転、損害賠償の支払いを求める。
大気汚染 悪臭	12ヶ月	打切	申請人が運営する事業所の道路向かいに被申請人が保管する木材チップが原因と思われる悪臭と粉じんにより、従業員に目や喉の痛み等の健康被害が生じ、業務の遂行にも支障が生じている。1異臭及び粉じんの除去、2治療費、慰謝料等の損害賠償、3業務補償を行うことを求める。
大気汚染	6ヶ月	取下	近隣塗装会社数社による塗料の粉じんが、申請人の所有する車に付着した。被申請人らに苦情を申し入れたが対応してくれる様子がなかったため、1工場からの塗料の粉じんにより、汚れた車を修繕すること、2今後工場からの粉じんにより、車が汚れることのないように対策をとることを求める。

資料3 p. 21

# 終結した事件の概要を ホームページに掲載(土壌汚染)

過去10年間の調停申請概要

苦情の種類
大気汚染
水質汚濁
土壌汚染
騒音
振動
地盤沈下
悪臭

土壌汚染 ← クリック

(水質汚濁、地盤沈下の調停申請は該当無し)

公害紛争に関する手引き、よくある質問・回答集

[公害紛争処理の手引き \[PDFファイル / 539KB\]](#)

資料3 p. 22

# 終結した事件の概要を ホームページに掲載(土壌汚染)

過去10年間の調停申請概要

公害の種類	係属期間	終結態様	調停申請概要
土壌汚染	13ヶ月	成立	被申請人は過去に病院で使用していた消毒薬や医薬品に起因する水銀汚染の周辺土地への拡散防止を怠り損害を与えたため、土壌汚染の対策費等として賠償を求める。
土壌汚染	3ヶ月	打切	被申請人が建物を建築している土地の一部は溶解亜鉛メッキ工程を伴う製造工場敷地として利用されていたことから、溶解工程で使用する鉛等の物質による土壌汚染の可能性は極めて高いため、被申請人に対し土壌汚染及び地下水汚染の有無を調査すること、2地下水の汚染の除去ないし浄化を求める。
土壌汚染	4ヶ月	打切	申請人は被申請人が所有していた土地を購入した。土地の引渡し後、申請人が実施した地質ボーリングや、既存建物の解体工事、新築マンション基礎工事の際、当該土壌に油分汚染や、複数のオイルタンクが発見されたため、被申請人に対し確認された油分汚染について、申請人が負担した調査費用・撤去費用の負担を求める。
土壌汚染	9ヶ月	打切	被申請人が経営していた銭湯を解体後、申請人の土地について、土壌の変色や異臭、敷地内の井戸への廃油の流入等を見つけたため、被申請人に対し土壌調査と汚染の除去を求めたが拒否された。申請人が再調査したと

資料3 p. 23

# 終結した事件の概要を ホームページに掲載(騒音)

過去10年間の調停申請概要

苦情の種類
大気汚染
水質汚濁
土壌汚染
騒音
振動
地盤沈下
悪臭

← クリック

(水質汚濁、地盤沈下の調停申請は該当無し)

公害紛争に関する手引き、よくある質問・回答集

公害紛争処理の手引き [PDFファイル / 539KB]

資料3 p. 24

# 終結した事件の概要を ホームページに掲載(騒音)

過去10年間の調停申請概要

公害の種類	係属期間	終結態様	調停申請概要
騒音	8ヶ月	成立	小売店舗近隣に居住する住民は配送トラックのアイドリング、荷降ろしの作業音、ショッピングカートの移動音等による騒音で体調被害が続くため、店に騒音防止を要請し、改善約束を受けても一時的なものに止まった。騒音について規制基準の遵守及び隣人の生活を妨害しないように、対策を講じることを求める。
騒音	13ヶ月	成立	後から営業を始めた宿泊施設の騒音により健康被害を生じたことに納得できないため、騒音、低周波騒音の発生源の浴場用循環ろ過機等の改善、移動による環境の改善を求める。
騒音	4ヶ月	取下	工場の機械騒音により、精神的、肉体的に負担が大きいため、コンプレッサー系の機械騒音を軽減するための防音壁等の対策を求める。
騒音	14ヶ月	打切	夜間の車両出入りによる騒音、排気ガスによる安眠妨害、昼間の駐車に伴う日当たりの悪化のため、夜間の駐車車両の一定時間の移動禁止と昼間の駐車位置の変更を求める。
騒音	5ヶ月	取下	被申請人が電柱に設置した高圧トランス、配電盤から発生する低周波騒音

資料3 p. 25

# 終結した事件の概要を ホームページに掲載(振動)

過去10年間の調停申請概要

苦情の種類
<a href="#">大気汚染</a>
<a href="#">水質汚濁</a>
<a href="#">土壌汚染</a>
<a href="#">騒音</a>
<a href="#">振動</a>
<a href="#">地盤沈下</a>
<a href="#">悪臭</a>

(水質汚濁、地盤沈下の調停申請は該当無し)

公害紛争に関する手引き、よくある質問・回答集

[公害紛争処理の手引き \[PDFファイル/539KB\]](#)

 **クリック**

資料3 p. 26

# 終結した事件の概要を ホームページに掲載(振動)

過去10年間の調停申請概要

公害の種類	係属期間	終結態様	調停申請概要
振動 騒音	23ヶ月	成立	申請人は精密部品の生産業を営んでいるが、隣に入居したプレス加工工場からの騒音及び振動が激しく、精密部品の製造に支障を生じるため1防音壁、振動止等の設置、2フォークリフト等による静かな走行、3対策をとらない場合は工場の移転を求める。
振動 騒音	10ヶ月	打切	申請人は楽器演奏家であるが、隣地にオープンしたコンビニエンスストアにより、頭痛、不眠、耳鳴りが生じた。演奏家の仕事に支障をきたすようになったため1低周波の軽減、2業務用冷蔵庫と空調機のコンプレッサーユニット部及びコンデンサー部を使用しないことを求める。
振動 騒音	2ヶ月	打切	申請人ら住居付近に営業所を設置した被申請人に対し、大型車の通行の騒音・振動により、安眠が妨げられることから、1出入口での徐行、安全確保上、申請人が示したルートを通行すること、2取引業者等にも指導すること、3大型トラック等について一定時間は申請人が示したルートを通行しないこと等を求める。
振動 騒音	9ヶ月	成立	被申請人が鉄道新線を開通した直後から、列車が通過する際の騒音により、室内ではテレビ、電話等の音が聞こえず、家族の会話も満足にできない

資料3 p. 27

# 終結した事件の概要を ホームページに掲載(悪臭)

過去10年間の調停申請概要

苦情の種類
<a href="#">大気汚染</a>
<a href="#">水質汚濁</a>
<a href="#">土壌汚染</a>
<a href="#">騒音</a>
<a href="#">振動</a>
<a href="#">地盤沈下</a>
<a href="#">悪臭</a>

(水質汚濁、地盤沈下の調停申請は該当無し)

クリック

公害紛争に関する手引き、よくある質問・回答集

[公害紛争処理の手引き \[PDFファイル / 539KB\]](#)

資料3 p. 28

# 終結した事件の概要を ホームページに掲載(悪臭)

過去10年間の調停申請概要

公害の種類	係属期間	終結態様	調停申請概要
悪臭 大気汚染	12ヶ月	打切	申請人が運営する事業所の道路向かいに被申請人が保管する木材チップが原因と思われる悪臭と粉じんにより、従業員に目や喉の痛み等の健康被害が生じ、業務の遂行にも支障が生じている。1 異臭及び粉じんの除去、2 治療費、慰謝料等の損害賠償、3 業務補償を行うことを求める。
悪臭 騒音振動	7ヶ月	打切	被申請人の自宅兼作業場からの騒音・振動により家族が日常生活において精神的苦痛を受け、振動が激しい際は申請人宅内の扉が音を立てて振動し開閉に支障をきたしている。被申請人は対策として、事業所に二重サッシを取り付けたが、軽減効果は見られず、また、作業時間の対策等の申入れに対して改善が見られないため、1防音壁などの設置、悪臭(油の臭い)対策として、換気扇の移設、2作業時間の工夫、3対策をとらない場合は猶予期間後、工場を移転することを求める。
悪臭 騒音振動	10ヶ月	成立	小売店舗の新規開店と同時に排気口及び店舗屋上駐車場の排気ダクトからの異臭及び来店者の車が店舗屋上駐車場利用時の騒音により被害を受けた。被申請人に対策を求めたところ排気ダクトのスイッチは切断されたが、異臭の排出や騒音被害が続いているため1排気口の撤去すること、2排気ダクトの撤去、移転措置または店内でダクト処理をとること、3車昇降スロープを全面アスファルト舗装することを求める。

※詳しくは、大阪府のホームページをご覧ください。

資料3 p. 29

# 公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

## 1 審問期日の開催状況（平成 29 年 4 月～ 6 月）

平成 29 年 4 月～ 6 月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
4 月 10 日	佐倉市における騒音・振動による健康被害原因 裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
4 月 19 日	成田市における室外機等からの騒音・低周波音 等による健康被害等責任裁定申請事件第 4 回 審問期日及び成田市における室外機からの騒 音による健康被害等責任裁定申請事件第 1 回 審問期日	東 京
4 月 26 日	横浜市における騒音・低周波音による健康被害 原因裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
5 月 15 日	埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康 被害責任裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
5 月 15 日	市川市における工場からの騒音等による健康被 害等責任裁定申請事件第 5 回審問期日	東 京
6 月 6 日	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害 原因裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
6 月 7 日	成田市における室外機等からの騒音・低周波音 等による健康被害等責任裁定申請事件第 5 回 審問期日及び成田市における室外機からの騒 音による健康被害等責任裁定申請事件第 2 回 審問期日	東 京
6 月 23 日	台東区における冷蔵庫からの低周波音による健 康被害責任裁定申請事件第 2 回審問期日	東 京

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成29年4月～6月）

### 受付事件の概要

#### 大田区における騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（平成29年（セ）第5号事件）平成29年5月19日受付

本件は、申請人らは、被申請人らの入居以来約8年間にわたり、被申請人ら宅の家庭用ヒートポンプ給湯機(エコキュート)から発せられる騒音・低周波音や排水管の流水音、ゴミ捨て及び車掃除の際に発生する騒音により、睡眠妨害、血圧上昇、動悸、睡眠不足等の健康被害を受けているとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計360万円の支払を求めています。

#### 横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件（平成29年（リ）第1号事件）平成29年6月6日受付

横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害職権調停事件は、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人を相手方（被申請人）として、申請人に生じた頭痛、不眠、胸の圧迫感、吐き気及び血圧上昇は、被申請人が太陽光発電機付きヒートポンプ給湯器を使用し、振動及び騒音（低周波音）を発生させたことによるものであるとの原因裁定を求めた事件について、職権で調停に付し（平成29年（調）第2号事件）、平成29年3月28日、調停が成立した事件です。

平成29年6月6日、前記調停事件の被申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました

#### 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

（平成29年（セ）第7号事件）平成29年6月20日受付

本件は、申請人は、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙亀裂等の財産被害が生じたこと及び工事終了後に損害賠償を行うと言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金3,275,515円の支払を求めています。

## 終結事件の概要

### 小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(平成 28 年 (ゲ) 第 2 号事件)

#### 1 事件の概要

平成 28 年 7 月 1 日、長野県小諸市の住民 1 人から、鍛工品製造等会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅に生じた家屋の沈降、これに伴う家屋内の歪みの発生等の被害は、被申請人が自社の工場において鍛造機械作動により振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

#### 2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、平成 28 年 10 月 25 日、公害紛争処理法第 42 条の 33 の規定により準用する同法第 42 条の 26 第 2 項の規定に基づき、裁定手続を中止しました。

その後、平成 29 年 4 月に本申請に係る訴訟の控訴審判決が言い渡され、同年 5 月 16 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

### 台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定申請事件

(平成 28 年 (セ) 第 3 号事件)

#### 1 事件の概要

平成 28 年 10 月 3 日、東京都台東区の住民 1 人から、飲食店経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が隣接するビルで営んでいる中華料理店の 1 階厨房からビル屋上まで伸びているダクトから発生する悪臭及び騒音（モーター音）により、精神的苦痛を被っていると主張して、被申請人に対し、損害賠償金 113 万 6,000 円の支払を求めたものです。

#### 2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、平成 29 年 6 月 23 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

### 横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成 26 年 (ゲ) 第 2 号事件)

#### 1 事件の概要

平成 26 年 7 月 4 日、神奈川県横浜市の住民 2 名から、隣人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じている不眠症及びめまい症等の健康被害は、被申請人が自らの所有する土地に設置した給湯機から発生する騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

## **2 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、給湯機から発生する騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成29年6月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

# 都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

## 受付・終結事件の概要（平成29年4月～6月）

### 1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
神奈川県 平成29年(調)第2号事件	コンビニエンスストアからの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	29.5.8
神奈川県 平成29年(調)第3号事件	貸おしぼり工場からの騒音・振動等被害防止等及び損害賠償請求事件	29.6.15
静岡県 平成29年(調)第1号事件	家庭用ヒートポンプ給湯機からの騒音・振動被害防止請求事件	29.6.22
滋賀県 平成29年(調)第3号事件	産業廃棄物の投棄による水質汚濁等のおそれ公害対策等請求事件	29.4.4
滋賀県 平成29年(調)第4号事件 (参加)	産業廃棄物の投棄による水質汚濁等のおそれ公害対策等請求事件	29.5.17
滋賀県 平成29年(調)第5号事件 (参加)	産業廃棄物の投棄による水質汚濁等のおそれ公害対策等請求事件	29.6.7
京都府 平成29年(調)第1号事件	マンションの機械式駐車場等からの騒音被害防止請求事件	29.4.20
奈良県 平成29年(調)第1号事件	土砂搬入による土壌汚染被害防止請求事件	29.4.11
香川県 平成29年(調)第1号事件	土地開発に伴う災害防止対策の実施等請求事件	29.6.21

## 2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>宮城県 平成28年(調) 第2号事件</p> <p>[スーパーマーケット等からのゴミ流入による水質汚濁・土壌汚染被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	宮城県 住民1人	スーパーマーケット 小売業者 ドラッグストア	<p>平成28年7月20日受付</p> <p>被申請人らは申請人の所有する田に隣接する土地で営業を行っており、そこから発生する廃棄物が申請人の田及び水路に悪影響を及ぼしている。よって、被申請人らは、①申請人の田について、ごみが流入しないよう、フェンス下部にネットを張ったり、1日2回以上見回り・ごみ拾いをするなど適切な措置をとること、②申請人の田について、その接続する水路の水質維持につき毎年3月から10月にかけて1か月に1回以上の清掃等の適切な措置を取ること、③調停が成立するまで期間につき、申請人に対し、相当額の賠償金を支払うこと。</p>	<p>平成29年4月26日 調停成立</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>埼玉県 平成28年(調) 第5号事件</p> <p>[農業用井戸からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	埼玉県 住民1人	埼玉県 住民1人	<p>平成28年12月9日受付</p> <p>申請人及び申請人の家族は、申請人の住所に隣接する農地に被申請人が設置している農業用井戸のポンプから発する騒音に長年悩まされ、耳鳴り、情緒不安定、精神不安、頭痛等の精神的被害が生じ受忍限度を越えている。よって、被申請人は、①被申請人農地に設置している農業用井戸のポンプを使用しないこと、②申請人に対し、金100万円を支払うこと。</p>	<p>平成29年6月27日 調停成立</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 平成28年(調) 第1号-2事件 (平成28年(調) 第1号事件から 分離)  [産業廃棄物処 理施設における 運用改善等請求 事件]	千葉県 住民29人	廃棄物処理 業者	平成28年7月20日受付 平成29年6月20日分離  施設の稼働等により化学物質 が発生し、周辺の住民に様々 な健康被害が生じていること から被申請人A社に対し施設 の改善を求めたが、十分な対 策が施されておらず、また、 被申請人千葉県の被申請人A 社に対する指導が不十分であ り、状況が改善されていない。 よって、被申請人A社は、① 施設内の破砕選別棟の負圧機 能を高めるための施設の改善 をすること、②施設に設置さ れた煙突からの排ガスの下降 対策としての煙突の改善をす ること、③施設における運用 面の改善をすること。	平成29年6月20日 調停打切り  調停委員会は、2回の調 停期日の開催等手続を進め たが、合意が成立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。 なお、本件は、千葉県平 成28年(調)第1号事件の 手続の途中において、被 申請人2者のうち、本件 被申請人に対する請求に 係る手続を分離した。
東京都 平成27年(調) 第8号事件  [飲食店からの 騒音防止及び損 害賠償請求事 件]	東京都 住民1人	飲食店(居 酒屋)	平成27年11月27日受付  申請人は、被申請人店舗ダク トからの騒音により血圧の上 昇、動悸、睡眠不足等の被害 を受けている。よって、被申 請人は、①ダクトの交換・調 整をするなどして、被申請人 経営の店舗からの騒音を都民 の健康と安全を確保する環境 に関する条例、並びに、同規 則所定の規制基準値以下に低 減すること、②上記措置を採 らない場合、被申請人は、上 記店舗のダクトを稼働しては ならないこと、③被申請人は、 申請人に対し、平成26年4月 から上記低減に至るまで生じ ていた騒音に対する損害賠償 金として、金100万円を支払 うこと。	平成29年6月13日 調停打切り  調停委員会は、6回の調 停期日の開催等手続を進め たが、合意が成立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 平成28年(調) 第1号事件  [自動車修理工場からの騒音及び粉じん防止請求事件]	東京都 住民2人	自動車修理 会社	平成28年4月14日受付  申請人らは、騒音により血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①被申請人工場の土地に防音壁を設置し、工場からの騒音を低減すること、設置後のメンテナンスも行うこと、②工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業を行わないこと、③粉じんを工場外へ飛散させないよう対策すること、④悪臭を発生させないこと、⑤上記①から④の措置を採らない場合、工場を現在地から移転すること。	平成29年4月27日 調停成立  調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
長野県 平成28年(調) 第2号事件  [酒類販売店における瓶破碎騒音防止請求事件]	長野県 住民1人	酒類販売店	平成28年9月15日受付  申請人は、日曜祝日を除く日中、1日当たり約10回、1回当たり約15分程度、被申請人が瓶を割ることで生じる騒音により被害を受けている。よって、被申請人は、①瓶を割る行為を一切やめること、②申請人に対して慰謝料として100万円を支払うこと。	平成29年6月6日 調停成立  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
静岡県 平成28年(調) 第5号事件  [小型船舶販売会社等からの騒音被害防止請求事件]	静岡県 住民1人	総合防災・ 小型船舶販 売会社 ジェットス キー販売会 社	平成28年12月5日受付  騒音が、不規則不定期に唐突に生じ、そのため、いつ騒音が発生するか、どのくらい続くのかについて申請人及びその家族は、予測不可能である。そのような状態に常に面しており、騒音自体による苦痛のみならず、いつ発生するか分からない不安感やストレスにさらされ、精神的苦痛も受けている。よって、被申請人は、①モーターボートないしジェットスキーの修理、動作確認等でエンジンを稼働させないこと、②車両等からの積み下ろし作業音、複数人での会話等、騒音とならないよう配慮すること、③隣地境界沿いに設置してある塀を撤去すること。	平成29年6月30日 調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
滋賀県 平成29年(調) 第1号事件  [近隣宅からの ピアノ音による 騒音被害防止請 求事件]	滋賀県 住民1人	滋賀県 住民1人	平成29年1月12日受付  申請人の妻は以前からぜん息等の持病があり、被申請人宅でのピアノの使用に伴い病状は悪化傾向にあるとともに、新たに他の病気も発症した。よって、被申請人は、①ピアノの使用に当たっては防音対策等を実施し、申請人及びその家族の日常生活に支障を来すことのないようにすること、②ピアノの使用に当たっては、①の防音対策がされない状況では、使用時間は13時から19時までの時間帯内で2時間未満とし、かつ、使用時間を一定とすること、③申請人及びその家族の体調が優れないとして連絡のあった日は、ピアノを使用しないこと。	平成29年4月18日 調停打切り  調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 平成28年(調) 第1号事件  [製麺所からの 騒音等被害防止 請求事件]	大阪府 住民1人	食品製造会 社	平成28年1月18日受付  申請人は平成27年3月から被申請人製麺所に隣接する住所に居住している。申請人は製麺所から発生する騒音・低周波音等により体調を崩す等の被害を受けたため、被申請人及び市に苦情を申し入れたが、改善されない。よって、被申請人は、①騒音について規制基準値内にとどまるように騒音源の機械等の移設や防音壁設置等の対策を講じること、②低周波音を参照値内にするよう措置を講じること、③申請人宅に面している排気ダクトを移設するよう措置を講じること、④上記の措置を採らない場合は1年の猶予期間後工場を移転すること。それが不可能な場合は申請人宅を買い取る措置を講じること。	平成29年6月19日 調停成立  調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成28年(調) 第4号事件  [精密加工工場 からの粉じん・ 悪臭被害防止請 求事件]	大阪府 住民1人	市(代表者 市長) 精密機器製 造販売会社	平成28年9月21日受付  被申請人B社は、煙突から排 煙を続けており、煙突の撤去、 工場の窓の施錠及び機械の入 れ替えを依頼したが、改善さ れない。被申請人A市につい ては、被申請人B社に対して 指導を十分に行わず、申請人 に対する対応が十分でなかっ た。よって、被申請人B社は、 ①排気する悪臭煤煙などの被 害を及ぼさないようにするこ と、②申請人宅に向けられた 換気口の移設及び工場の換気 を申請人宅側で行うのを中止 すること、③操業時間を午前 9時から午後5時までとする こと、④備品の弁償、住めない 場合はその補償をすること。 被申請人A市は、市民の苦情 に対して、誠意ある対応をす ること。	平成29年6月8日 調停打切り  調停委員会は、2回の調 停期日の開催等手続を進 めたが、合意が成立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成29年4月1日から平成29年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

# シリーズ「低周波音に関わる苦情への対応」

## －第4回 低周波音の苦情対応事例(その2)－

一般財団法人小林理学研究所  
工学博士 落合博明

### 1. はじめに

前回は、低周波音の物的苦情事例を5例、心身苦情事例を12例ご紹介しました。低周波音の苦情の中には、対応が難しい場合があります。例えば、問題となる低周波音がいつ発生するかわからない場合や、大きな工場などのように発生源の数が多すぎて問題となるのはどの発生源なのかわからない場合などです。また、近年の苦情で多いのが、苦情者宅周辺に発生源となるようなものが見当たらない「発生源が不明」の苦情です。本稿では、判断の難しい苦情の事例や間違った評価の事例などを中心にご紹介します。

### 2. いつ発生するかわからない低周波音苦情の事例

#### 2.1 1年のうちいつ発生するかわからない苦情事例(1)<sup>1)</sup>

秋田県でガラス戸や窓ガラスがガタガタと音をたてて振動するといった現象が発生しました。この地区は、奥羽山脈の登山道の入口の溪谷沿いの静かな山村で6世帯が暮らしています。現象は常時発生するのではなく、ある日突然発生するとのことでした。はじめは亡くなった人の魂が訪ねてきたのかと思われていましたが、あまりにも回数が多すぎることから、その後、この怪現象は必ず大雨が降ったあとに発生することに気づいたそうです。集中豪雨のあとには特に振動が大きくなり、地滑りの予兆ではないかと地区の住民に避難勧告まで出たこともあったそうです。

怪奇現象の原因がわからずにいましたが、1年余りして、5年前に完成した砂防ダムの水膜が発生源であることがわかりました。ダムから水が落下する際、水膜が前後に振動し背後の空洞と共鳴することにより10 Hzに卓越成分を持つ超低周波音が発生し、民家の建具を振動させていたのです。10 Hzの超低周波音は、よほど大きな音圧レベルでない限り人の耳には感じられないことから、怪奇現象のように思われたのでしょう。土木事務所では現地調査を行って現象を確認し、堰堤にコンクリートブロックを設置して水膜を分断することにより、問題は解決しました。

同様の事例は、長野県、岐阜県、滋賀県、石川県<sup>2)</sup>など全国各地で報告されています。

#### 2.2 1年のうちいつ発生するかわからない苦情事例(2)

施設の屋上に設置された空調室外機からの騒音・低周波音苦情を申立てられた数軒のお宅

のうちの1軒で、2階の天井から低い音がするとの苦情がありました。音が発生する時期は不規則であり、踏査を行った日も室外機の騒音・低周波音測定を行った日も天井からの音は発生しませんでした。踏査時にこのお宅の内外を確認したところ、音が聞こえるという部屋の屋根上にアンテナが設置されていました。他に発生源と思われるものが見つからなかったことから、可能性の一つとして、屋根上に設置されたアンテナやワイヤーが強風時に共振し、その振動が天井から室内に伝わって音が発生していることが考えられました。そこで、音が発生する日の気象状況（風向、風速等）をチェックするようお願いしました。

テレビアンテナの風による励振の事例<sup>3)</sup>、<sup>4)</sup>が報告されていますので、併せてご参照下さい。

事例 2.1 や 2.2 のように、ある特定の条件のときに低周波音や騒音が発生することがあります。問題が発生する季節や気象条件（降雨、風向、風速等）をメモしておくとい良いでしょう。また、問題が発生したときの周囲の状況等にも注目しましょう。

### 2.3 1日のうちいつ発生するかわからない事例<sup>5)</sup>

低周波音による物的苦情が県に寄せられました。しかし、問題となる低周波音の発生は不規則で、1日のうちいつ発生するかわかりません。県では苦情者宅屋内に測定器を設置し、1分間の等価音圧レベルを連続的に測定しました。図-1 に音圧レベルの変化が見られた31.5 Hz と 63 Hz の1/3 オクターブバンドの1分間 Leq の測定結果を示します。

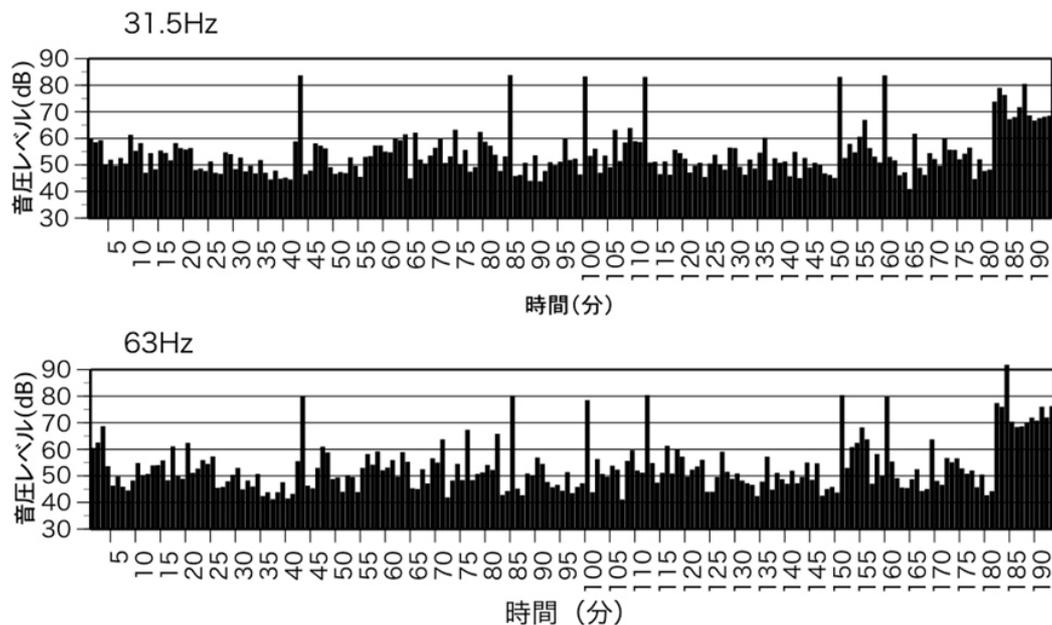


図-1 低周波音の周波数別音圧レベル変動の測定結果（苦情者宅屋内，Leq, 1m）

図より、測定開始からおよそ3時間後に音圧レベルの上昇が見られます。音圧レベルの変化は、問題となる建具の振動発生状況と対応していることが確認されました。発生源は施設の稼働状況から近くの店舗に設置された業務用ドラム式脱水機と推定されました。低周波音の測定は屋内でしか行われていませんが、家屋内外音圧レベル差を考えると、屋外で観測される低周波音は物的苦情参照値を上回る可能性もあると考えられました。

問題が1日のうちのいつ発生するかわからないときには、低周波音や騒音の連続測定が有効な場合があります。この事例では物的苦情でしたが、心身苦情の場合には「不快感を感じる」あるいは「低周波音で目が醒める」といった問題となる症状の発生する時刻と周波数別の音圧レベルの関係を調べるとよいでしょう。症状が発生する時刻と特定の周波数の音圧レベルの間に相関があれば、その周波数の音が苦情の原因である可能性も考えられます。

### 3. 発生源の特定が難しい低周波音苦情の事例

#### 3.1 たくさんの発生源があることにより特定が難しい苦情事例<sup>6)</sup>

「隣に工場ができてから振動が止まらない。特に2階和室の扉がガタガタ鳴るため、気になって眠れない」との訴えがありました。市では当初、振動苦情として扱いましたが、調査を進めるうちに低周波音による被害であることが判明しました。

工場には多くの施設があり、苦情の原因となる発生源の特定が容易でなかったことから、工場内の全施設を停止させ、施設を1台ずつ立ち上げていき、工場内と苦情者宅内で低周波音を測定しました。測定の結果、発生源の稼働状況と扉のがたつき発生との対応関係があり、発生源は真空ポンプ施設およびその配管と判明しました。家屋内では10Hzが突出しており、全施設稼働時には音圧レベルが72.7dBでした。

工場側に結果を伝えたと、工場と親会社で協議し工場を移転することとなりました。工場の移転により、問題は解決しました。

大きな工場や大型施設のように、発生源がたくさんあり個々の発生源を稼働・停止できる場合には、1つずつ発生源を稼働・停止させて測定する方法と、この事例のように発生源を順番に稼働させてゆく方法があります。場合によっては、複数の発生源が稼働したときに低周波音の音圧レベルが大きくなり、問題が発生することもあります。いずれにしろ、発生源を稼働・停止しなければならないので、発生源側の協力が必要となります。

#### 3.2 発生源が不明の苦情事例(1)<sup>7)</sup>

「集合住宅の2階に居住しているが、2ヶ月ほど前から低周波音が聞こえるようになった。調査を行ったが、原因はわからなかった。発生源と考えられる機器の電源を切ったり、

メンテナンスも行ったが状況に変化はなかった。」という苦情が市に寄せられました。苦情者が居住する集合住宅の周辺は住宅地となっており、騒音や低周波音が発生するような施設等は設置されていません。また、集合住宅には事業場等は入居していません。

申し立てを受け、苦情者が入居している部屋で2回の調査を行いました。1回目は浴室を除く全室で、2回目は寝室で測定を行いました。2回目の調査では低周波音の測定と併せて苦情者の反応調査も実施しました。

低周波音の測定結果は部屋の違いや測定日によらず、全てのデータが心身苦情に係る参照値を下回りました。また、発生源が不明のため発生源のオン・オフ調査は行えませんでした。苦情者が反応したときとしないときの低周波音の測定結果を比較した結果、両者の間に相関関係は認められませんでした。なお、苦情者宅内で測定された騒音レベルは  $L_{95}$  で 39～51 dB でした。

以上の調査結果から、苦情の原因は微かに聞こえる程度の低レベルの騒音か、あるいは苦情者の体調の問題であると判断されました。そこで、苦情者の話をできるだけよく聞き、部屋にいるときにはテレビやステレオをつけて気分を紛らわすことや、外出するなどのソフト的な対策を提案しました。

### 3.3 発生源が不明の苦情事例(2)<sup>8)</sup>

苦情者は集合住宅の3階に住む住民で、屋内でブーン、ゴロー、パワー、ポーといった連続音による不快感を訴えました。周辺には苦情者以外に苦情を申し立てる者はいません。苦情者が最も感じるというトイレで低周波音の測定を行いました。発生源不明のため、発生源の稼働・停止は行えませんでした。

測定結果は心身苦情に係る参照値を下回っており、問題となるような大きさの低周波音を観測できませんでした。また、測定時、調査員も苦情者が申し立てる低周波音を確認できなかったことから、苦情者の体調不良は、低周波音によるものではないと判断しました。苦情者が体調の不調を訴えていたことから、調査に向かう際、保健師に同行を依頼しました。苦情者に体調を悪くするような低周波音は出ていないことを説明し、調査に同行した保健師から、体調に不安があるときは相談に乗る旨を伝えました。その後、苦情の訴えはないとのことでした。

低周波音の心身に係る苦情はほとんどが室内で発生しています。心身苦情の多くは周波数が 20 Hz 以上の低周波音あるいは騒音によると考えられます。20 Hz 以上の周波数であれば家屋の内外音圧レベル差は 5 ～ 10 dB 程度以上はあるので、問題となる音が屋外から到来していれば、屋外では室内よりも大きな音が観測されなければなりません。発生源が不明の場合、家屋内外で同時に測定を行い、苦情者の反応と家屋の内外における測定結果との間に関連例があるか確

認みましょう。関連性が認められなければ、苦情の原因が低周波音や騒音ではない可能性も考えられます。

### 3.4 近隣から発生する低周波音の事例<sup>3)</sup>

戸建住宅の住民から、低周波音苦情が寄せられました。周囲は住宅街であり、静かな環境です。問題の音は「ウンウン」という音で、発生時期には周期性があるとのことでした。

周囲の騒音が低下する夜間に測定を行ったところ、苦情者宅1階寝室の窓の前(屋外)で40 dBAの騒音レベルが観測されました。当初は発生源がわかりませんでした。

住民に聞き取りを行ったところ、問題となる音は近隣の集合住宅竣工後に発生したとのこと。近隣の集合住宅ではディスポーザフロア室の臭気換気を屋上まで設置されたダクトにより行っており、屋上の排気口が発生源であることが判明しました。発生原因はディスポーザフロア室から屋上までのダクト経路の共鳴と考えられました。

そこで、ダクト経路内に消音チャンバーを設けることを検討しましたが、設置が困難であったため、建物屋上の排気口近傍に消音チャンバーを設置することにより問題を解決しました。

図-2の注釈：ハト小屋とは、配管類が屋根スラブを貫通するとき、防水層を保護するために設ける小さな箱形状のもの。臭突とは、臭気を高い位置で換気し外に拡散させるための煙突、ダクト等のこと。

問題の発生した時期と集合住宅の竣工時期が一致したことが、発生源特定の手がかりとなりました。長いダクトが笛のように共鳴すると低い音が発生することがあります。この事例のように、単一の周波数の音が不規則に変動すると、不快に感じる場合があります。

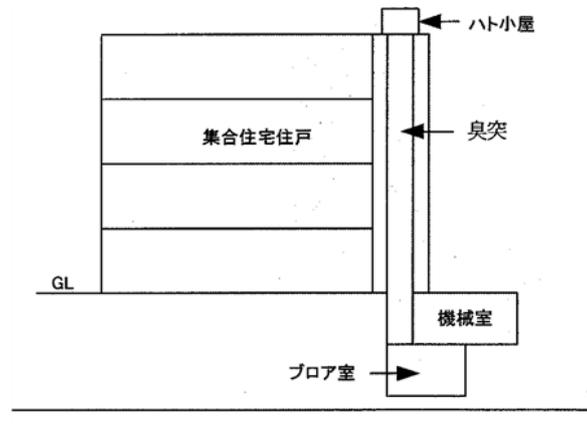


図-2 低い音が発生した集合住宅の断面図

### 4. 防音対策をしたのに、症状が改善しなかった事例<sup>9)</sup>

寝室等でゴーゴーという音がするとの苦情が寄せられました。苦情者は高齢の女性で、インターネットの知識からゴーゴーという音を低周波音と考えています。苦情者によれば、隣に家が建ってから感じるようになったとのこと。発生源は不明ですが、苦情者本人は隣家のボイラー等の室外に設置された機器ではないかと考えています。

このお宅では、寝室の窓を3重にする、3層のボードを天井・床・壁に貼るなど、かなりのお金をかけて、防音対策をしたそうです。対策後に低周波音の測定をしたところ、対

策をした寝室ではレベルが低く、特に 50 Hz 以上の周波数ではレベルが低すぎて、低周波音レベル計の周波数分析画面表示もされませんでした (30 dB 以下)。しかし、室内の音圧レベルは下がりましたが、苦情者の感じ方は変わりませんでした。

測定結果に基づいて説明をしたところ、苦情者の息子さんは低周波音が苦情の原因ではないことを納得されましたが、苦情者本人は納得しませんでした。苦情者本人とは、時々電話で話をして不安を取り除くようにしています。外に出て楽しいことをするように依頼しています。

問題となる低周波音が屋外から来るのであれば、家屋の防音性能を高めれば室内の音圧レベルは低減します。この事例では、遮音対策を施したことによって室内における低周波音の音圧レベルが大きく低減しました。遮音効果は周波数が高いほど大きいので、100 Hz 以上の周波数域でも大きな効果が得られているものと思われます。それにもかかわらず、苦情者の感じ方が変わらないのは何故でしょうか。苦情者が申立てる苦情の原因が室内にあるか、あるいは苦情者自身の問題の可能性が考えられます。

## 5. 低周波音苦情における対応関係による判断に関する事例

### 5.1 発生源の稼働・停止との対応関係がみられない苦情事例

近隣の施設に設置されたボイラー、空調室外機等からの低周波音、騒音、振動による健康被害に関する苦情が寄せられました。苦情者宅は戸建て住宅街の一角にあり、周囲には対象とする施設の他に、工場、農地などが存在しています。

苦情を受けて、苦情者が最も音や振動を感じやすく、周囲の暗騒音が小さくなる夜間に測定を行いました。測定にあたっては、施設の協力を得て、苦情者が申立てる発生源を稼働・停止させ、発生源側と苦情者宅内外で低周波音、騒音、振動の同時測定を行いました。また、これと併せて、苦情者が最も感じるとされる寝室で体感調査を行いました。

測定の結果、寝室で測定された低周波音、騒音の音圧レベル・周波数特性は一部の周波数で最小可聴値 (ISO 226-2003) を上回っているものがあり、何らかの音は聞こえる可能性があると考えられます。しかし、低周波音、騒音の音圧レベル・周波数特性は、全停止の条件も含めて機器の稼働条件によらずほとんど変わりませんでした。施設の敷地境界と寝室で観測された低周波音、騒音について詳細な周波数分析 (FFT 分析) を行い、両者の卓越する周波数を比較したところ、両者に対応はみられませんでした。このことから、施設側からの低周波音、騒音は寝室までは届いていないか、暗騒音未満であると考えられます。寝室で観測された振動レベルは X、Y、Z 方向ともいずれの条件においても 30 dB 以下であり、稼働条件による変化は見られませんでした。

発生源の稼働条件と体感調査結果の関係を調べたところ、苦情者は発生源を全て停止し

た条件でも問題となる音が聞こえると答えており、身体的な症状を訴えました。さらに、苦情者は、全停止の条件で一部の発生源が稼働した条件よりも強い症状を訴えました。

以上の結果から、発生源の稼働条件と低周波音、騒音、振動の測定結果、並びに体感調査結果との対応関係は認められず、苦情の原因は近隣の施設に設置された機器からの低周波音、騒音、振動である可能性は極めて低いという結論に至りました。

この事例では発生源とされる機器を稼働・停止させて、低周波音、騒音、振動の測定および苦情者の体感調査を行いました。機器を稼働すれば発生源側で観測される音圧レベルや振動レベルは増加します。低周波音、騒音、振動が苦情者側まで伝搬していれば機器の稼働に伴い苦情者側のレベルも増加するはずですが、また、機器を稼働させると観測された低周波音、騒音にその機器に特有な周波数の卓越や増加がみられます。これらが苦情者側へ伝搬していれば苦情者側でも同じ卓越成分や特徴的な周波数特性が観測されるはずですが、また、苦情者が申立てる発生源が健康被害の原因であれば、発生源が稼働したときにその音や振動を感知して症状が現れるはずですが。

この事例では、これらの物理的な対応関係、体感上の対応関係が認められなかったことから、参照値との比較は行いませんでした。低周波音の測定をするとすぐ参照値と比較したくなりますが、参照値との比較は対応関係がある場合に限られることに注意が必要です。

## 5.2 発生源の稼働・停止との対応関係はあるが測定値が参照値を下回った事例

隣接する会社建物に設置された空調室外機等から発生する騒音、低周波音等による強い不快感、不眠等により、日常生活に支障をきたすとの苦情が寄せられました。この会社の苦情者宅側に面した2階と3階のベランダには大小合計8台の室外機と1台の小型ボイラーが設置されていました。苦情者宅周辺は住宅地であり、やや離れたところに鉄道があるものの、大きな騒音や低周波音の発生源は見当たりませんでした。

苦情を受けて、苦情者が最も音や振動を感じやすく、周囲の暗騒音が小さくなる夜間に測定を行いました。測定にあたっては、会社側の協力を得て、複数の発生源を稼働・停止させ、発生源側と苦情者宅内外で騒音と低周波音の同時測定を行いました。また、これと併せて、苦情者が最も感じるとされる和室で体感調査を行いました。

測定の結果、発生源側の騒音・低周波音が苦情者宅内まで伝搬してきていることを確認しました。また、体感調査結果から、いくつかの稼働条件において、発生源の稼働と苦情者の感覚の間には関連性があることがわかりました。

苦情者宅屋内で観測された低周波音の測定結果は、心身苦情に係る参照値を下回っていたことから、苦情の原因は低周波音ではなく、100 Hz以上の騒音の可能性が高いと考えられました。そこで、発生源側敷地境界で測定された騒音レベルを環境基準値と比較したと

ころ、一部の稼働条件で環境基準（昼間 55 dB、夜間 45 dB）を上回りました。また、騒音・低周波音の周波数分析結果より、機器側で観測された 50 Hz、100 Hz、160 Hz、200 Hz の卓越成分が苦情者宅内でも観測されました。さらに、苦情者宅内における測定結果について、低周波音による心身苦情に係る参照値の元になった寝室の許容値の 10% 値の実験方法と同様の方法で 100 Hz～200 Hz について行われた実験結果<sup>10)</sup>、<sup>注)</sup>と比較したところ、一部の稼働条件で、測定値がこの実験結果を上回ることがわかりました。

測定結果を苦情者および会社側に説明し、会社側と協議を行った結果、寄与の大きい機器を移設することで問題は解決しました。

注) 100 Hz 以上の実験結果：100 Hz；37 dB, 125 Hz；33 dB, 160 Hz；28 dB, 200 Hz；25 dB

低周波音の測定結果が参照値を下回ると「切り捨てられる」とおっしゃられる苦情者の方がおられますが、発生源の稼働・停止との対応関係があればそのようなことはありません。参照値以下ということは、苦情の原因が低周波音である可能性は低いということなので、100 Hz 以上の騒音の可能性が考えられます。苦情の対応をされる方も、低周波音ではないからといって、そこで止めてしまっただけではいけません。一般の方の中には、「低い音が低周波音である」と思われている方も多いため、苦情の原因が実は騒音であったという場合も多いのです。低周波音の苦情が寄せられた場合には、低周波音の測定器に加えて 100 Hz 以上の周波数も測定できる測定器も携行されることが肝心です。

## 6. 苦情者へのヒアリングに基づく苦情原因の推定

### 6.1 擬音語による発生源の推定

低周波音や騒音の苦情で問題となる音の表現から、苦情者が訴える音のおおよその周波数や性状を推定する際の助けになる場合があります。表-1 は耳鳴りの検査に関連して、耳鳴音の擬声語表現から音響的な特徴を捉えるためにまとめられた対応表です<sup>11)</sup>。

例えば、「ウーン」とか「ワーン」と表現される音は 125 Hz、250 Hz 程度の周波数の純音性の音、「ジー」と表現される音は 4,000 Hz、8,000 Hz 程度の周波数の雑音性の音と推定されます。前回ご紹介した事例の中の

表-1 擬声語の代表語とその周波数対応

代表語 Hz	125	250	500	1000	2000	4000	8000
1. ワーン	○	○					
2. ウーン	○	○					
3. ブーン	○	○	○				
4. ツーン			○	○	○	○	○
5. ピー				○	○	○	○
6. キーン					○	○	○
7. ガー	●	●	●				
8. ザー	●	●	●	●	●	●	●
9. ジャー	●	●	●	●	●	●	●
10. ジー						●	●
11. ゴー	○ ●	○ ●	●				
12. ミーン					○●	○●	○●
13. チー					○●	○●	○●
14. シーン							○●
15. ビー	○ ●					○●	○●

○ Pure tone  
● Band noise

「大型空調室外機等からの騒音・低周波音による不快感・睡眠妨害の事例」における体感記録表の記載例の中にも苦情者が申立てる擬音語が記載されています。記載例はある一人の方の表現ですが、同じ音でも人によって擬音語の表現は異なりますので注意が必要です。この表は残念ながら低い周波数側は 125 Hz までしかありませんが、昨今の低周波音苦情はエコキュート音の苦情も含めて 100 Hz 以上の周波数が本当の原因である場合も多いので、結構使えるのではないのでしょうか。

## 6.2 耳栓をした場合の低周波音低減効果

低周波音の苦情者の方へのヒアリングの中で、耳栓をすると問題とする音が小さくなりますかという質問をすることがあります。回答はさまざまで、音が小さくなるという方もいれば、変わらない、かえって大きくなったという方もいらっしゃいます。

大学病院の耳鼻科の専門医に伺ったところ、「外部からの音が問題になっているかどうかは耳栓をすればわかる。耳栓をしても音が小さくならない場合は、別の原因によると考えられる。」との回答をいただきました。

耳栓は防音保護具として大きな騒音を発生する産業職場で働く作業者の聴力保護のために使用されます。耳栓の遮音性能は 4,000 Hz が最も大きく 40 dB 程度ありますが、63 Hz では 20 数 dB 程度となっています<sup>12)</sup>。通常はこれより低い周波数域での性能は測定されませんが、低周波数域における耳栓をした場合としない場合の閾値に関する実験結果によると、10~20 Hz の低周波数域においても 20 dB から 20 数 dB の遮音効果が確認されています<sup>13)</sup>。

発生源不明の苦情や、発生源の稼動・停止と体感の対応がみられない場合など、苦情者の方に耳栓をして音が小さくなるかどうか試していただくとよいでしょう。耳栓をしても問題とする音が低減しない場合は、外部の音が原因ではないと考えられます。4. でご紹介した家屋の防音対策をしたのに効果がなかった事例も、耳栓をした場合に類似した事例のように思われます。

## 7. 不適切な参照値の適用を行った事例

インターネットで不適切な参照値の適用を行った事例を見つけました。発生源は学校に設置された空調室外機で、隣接する住宅から騒音・低周波音の苦情が寄せられているとのこと。聞き取り調査から、低周波音の影響が考えられたため、低周波音の測定を行ったとのこと。測定は敷地境界線上（屋外）で、室外機稼動の状態ですら 3 回、停止の状態ですら 1 回行われています。測定結果は心身苦情に係る参照値との比較が行われ、室外機稼働時の低周波音が 40 Hz~80 Hz の帯域で測定値が参照値を上回っているため、低周波音によ

る影響があると結論付けています。

しかし、心身苦情に係る参照値は「低周波音問題対応の手引書」<sup>14)</sup>にも書かれているとおり、屋内の測定結果と比較すべきものであり、不適切な適用がなされています。家屋内外レベル差を考えると、室内の測定値はおそらく心身苦情参照値を下回るのではないかと推定されます。このホームページでは低周波音の測定結果しか公表されていませんが、実際に苦情が発生していることを考えると、100 Hz以上の騒音が原因である可能性も考えられます。

地方公共団体による低周波音の測定結果において、屋外で測定された低周波音の測定値と心身苦情に係る参照値を比較している事例を思いのほか多く見かけました。このような適用は誤りですので、参照値との比較にあたっては特に注意が必要です。

## 8. おわりに

今回はいつ発生するかわからない事例を3例、発生源の特定が難しい事例を4例、対策をしたのに効果が得られなかった事例を1例、対応関係の有無による判断に関する事例を2例紹介しました。また、苦情者の訴えに基づく問題となる周波数の推定や原因の推定、参照値の誤った適用事例についても紹介しました。

騒音の苦情と異なり、低周波音の苦情への対処は厄介です。騒音苦情の場合は現場に行くと音を聞けば問題となっている音がたいていわかりますが、低周波音苦情の場合は必ずしもそうはいきません。「低周波音」を正確に理解している人は非常に少なく、「低周波音」という言葉の捉え方が人によって異なるからです。ある人は低い音(数百 Hz程度の騒音)を低周波音と考えているでしょうし、ある人は耳に聞こえずに体調を悪化させるのが低周波音と考えています。

現場調査で特に注意しなければならないのが、調査員が現場で問題とする音を確認できない場合や、測定できない場合です。このような場合には、発生源と想定される施設を稼働・停止させて苦情者の体感との対応関係を確認しましょう。対応関係が認められない場合や発生源不明の場合には、耳栓をして問題とする音が小さくなるか確認しましょう。耳栓をしても問題とする音が小さくならない場合は、自身の問題である可能性が考えられます。このような場合は、騒音や低周波音の対策をしても効果が得られないでしょう。

前回は申し上げたとおり、現在読者の方が抱えていらっしゃる苦情と全く同じ事例はなかなかないと思います。今回ご紹介した事例や環境省の事例集等を参考に、個々の苦情に対処していただければ幸いです。

次回は、公益社団法人日本騒音制御工学会会長 井上保雄氏に低周波音の対策方法についてご紹介いただく予定です。

#### 【第4回 参考文献】

- 1) 読売新聞, 1998年12月6日(日)版
- 2) 辰橋他: 頭首工部における低周波音対策について, 日本音響学会騒音・振動研究会資料, N-2010-41, 平成22年8月20日
- 3) 中澤: 不思議音事例シートの紹介, 騒音制御, 33巻5号, (2009.10), pp.375-389
- 4) 日本騒音制御工学会ホームページ, 不思議音分科会のページ, 不思議音事例  
<http://www.ince-j.or.jp/subcommittee/fushigion>
- 5) 平成16年度環境省請負業務結果報告書, 低周波音測定調査結果解析業務, 平成17年2月, pp.132
- 6) 環境省環境管理局大気生活環境室; 低周波音対応事例集, 平成20年12月, pp.26-33
- 7) 環境省環境管理局大気生活環境室: 低周波音対応事例集, 平成20年12月, pp.123-129
- 8) 環境省環境管理局大気生活環境室; 低周波音対応事例集, 平成20年12月, pp.130-133
- 9) 環境省, 平成26年度低周波音測定評価方法講習会 中級編 講習会資料
- 10) 犬飼他; 低周波音の聴覚閾値及び許容値に関する心理物理的実験, 騒音制御, Vol.30, No.1, 2006.2, pp.61-70.
- 11) 白石,坂田; 耳鳴の科学, 日本音響学会誌, 61巻12号,(2005), pp.708~713
- 12) 富永: 防音保護具の性能と問題点, 騒音制御, 15巻5号,(1991), pp.11~15
- 13) 岡本他: 超低周波音の人体に及ぼす影響, J.UOEH「産業医科大学雑誌」特集号, (1986), pp.135-148,
- 14) 環境省環境管理局大気生活環境室: 低周波音問題対応の手引書, 平成16年6月

## ネットワーク

## 最前線紹介

# 「環境にやさしいまち」えべつを 未来へ

北海道江別市生活環境部環境室環境課

江別市は、北海道最大の都市・札幌市に隣接しており、市内には日本三大河川の一つである石狩川が流れ、世界有数の平地原生林である野幌森林公園があり、都市機能と自然が調和したまちです。明治4年、宮城県涌谷領から21戸76人が江別に最初に移住して以来、各地からも屯田兵が入地して計画的な開拓が進められ、石狩川と千歳川の舟運と鉄道の陸運とが交わる交通の要衝として栄えてきました。昭和30年代後半から40年代にかけて、札幌市への人口集中の影響を受けて隣接する当市でも人口が急増。工業団地の整備や教育・研究施設の立地などにより、道央圏では札幌市に次ぐ規模に成長しました。平成26年に市制施行60周年を迎え、現在の人口は約11万9千人を数えています。

当市は、まちづくりの基本理念のひとつに「環境にやさしいまち」を掲げているほか、環境基本条例の前文には「私たちは、良好な環境のもと、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、良好な環境を保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。」と記されており、その実現のため、私たち環境課は日々業務に励んでいます。環境課には12名の職員がおり、市民からの相談や苦情に対応するほか、大気や河川水質、工場排水や環境騒音に関する調査、自然環境に関すること、環境政策に関する事、学校教育と連携した環境教育事業などを行っています。

市民から寄せられる相談や苦情の中には、規制の対象とならない、日常生活に起因するものが少なからずあり、法や条例に基づいた指導ができないがゆえに、対応に苦慮することも多々あります。苦情を申し立てる方は、発生源に対して厳しい対応を求める場合が多いのですが、そのような申し立てに対しては、法的な規制の対象にならないことを説明するほか、直接発生源に対して申し立てても進展が無い場合は、自治会に相談するなど地域内での円満な解決に努めていただくよう、できるだけ親身な姿勢を示しつつお願いをしています。

江別市は現在、平成28年度から30年度まで、千歳川水系水質保全連絡会議（略称：千水連）の幹事を務めています。千水連とは、千歳川の良好な水質を保全するため、流域内の情報交換などを目的として、昭和49年2月に流域の4市2町（千歳市、恵庭市、北広島市、長沼町、南幌町、江別市）が参集し、関係する2振興局（石狩振興局、空知総合振興局）とともに発足させたものです。その後、平成2年に江別市水道部と<sup>ながほろ</sup>長幌上水道企業団、翌3年に石狩東部広域水道企業団が加わり、現在に至っています。

千水連の発足の背景としては、わが国が昭和30～40年代に飛躍的な経済発展を遂げる一方で、環

境汚染や自然破壊などが進行し、汚濁の進行とともに清流が失われつつある中、千歳川も次第に水質の悪化が進行し、多様な生物が生息する川沿いの自然環境への影響も見られ始めたことによります。また、流域を構成する4市2町では、千歳川の水を水道の水源としてはもとより、生活や産業などのさまざまな活動に利用してきました。



**河川水質調査作業の様子**

こうした背景を踏まえて、千水連ではこれまでに合同の河川水質調査を年6回行ってきたほか、川下り調査や事業場視察などを通して、情報交換を行いながら千歳川を取り巻く環境の現況把握に努めてきました。江別市も千水連の一員として、これらの事業に積極的に参加してきました。

今後とも、良好な環境を保持し、江別市が市民にとって快適で暮らしやすいまちであり続けるよう、私たちも日々努力していく所存です。

## ネットワーク

がんばってまーす

私たちにできること

山口県周南市環境生活部環境政策課

大迫 啓志



周南市は、山口県の東南部に位置し、北の中国山地を背に、南に瀬戸内海を臨み、その海岸線には石油化学をはじめ、無機化学、鉄鋼、セメントなどの多様な基礎素材型産業が集積し、全国有数のコンビナート群が広がる、自然と産業が調和したまちです。

日本や世界の工業を支えるさまざまな製品を産み出し、山口県の発展を支えてきた周南コンビナートは、観光面でも重要な役割を担っています。近年、工場群の幻想的な夜景を楽しむ工場夜景観賞が全国的に脚光を浴びてきており、本市でも官民が連携して夜景観光の推進に取り組んでいます。周南工場夜景は「日本八大工場夜景都市」の一つに数えられ、晴海親水公園から眺める工場夜景は



晴海親水公園から眺める工場夜景

日本夜景遺産の認定を受けるなど、全国的にも高い評価を得ています。また、周南工場夜景の魅力の一つとして、街と工場の近さが挙げられます。まちの玄関口であるJR徳山駅のすぐ南側に広がる工場夜景は新幹線の中からでも見ることができるので、徳山駅で乗降されたり、通過されたりする際にはぜひご覧ください。

さて、私の所属する環境政策課環境政策担当では、公害の苦情や相談の受付のほかに、工場・事業所の規制や指導、地球温暖化対策、自然保護、合併浄化槽に関する業務などを職員7人で行っています。最近では市内で発見された「ヌートリア」の対応や、国内で発見が相次いでいる「ヒアリ」ではないかという相談など、特定外来生物の話題で持ちきりです。

周南市での公害苦情の受付件数は毎年100件程度です。最も件数が多いのは大気汚染で、そのほとんどが屋外焼却によるものです。次に多いのが悪臭苦情です。感覚公害という特性から現場で被害を確認できないことや、発生源が特定できないことも多いのですが、市民の方からの「あの企業が原因に違いない、市は何をしているんだ、早くやめさせろ！」というような申立ても少なくはなく、対応に苦慮していますが、どのような苦情でもまずはきちんと話を聞き、現場に足を運ぶことで申立人が納得、満足されることがあったり、実際に被害の状況を目にすることで思わぬ解決の糸口が見つかることもあったりするため、できるだけ早く現場の確認をすることを心がけています。

ここで一つ、印象に残っている相談の事例を紹介したいと思います。数年前の春先、「昨年こちらに越してきたのだが、ここ最近車や外に干した洗濯物に黄色い粉のようなものが大量につく。すぐ

近くの工場から何か危険な物質が出ているのではないだろうか。」といった電話がかかってきました。話を聞く限りでは工場が原因である可能性は低いのではないかと感じながらも、現場に向かい、状況を確認してみると、実際にその近辺の車や壁などに黄色いシミが付着していました。本当に危険な物質なのだろうか。私も少し心配しながら付近を捜索していると、近所にお住まいの方から「どうしたん？」と声をかけられました。事情を簡単に説明するとその方から「これはミツバチの糞よ。」という予想外の言葉が返ってきました。詳しく話を聞いてみると、毎年その辺りでは春先から初夏にかけてミツバチが多く発生するそうですが、昔から住んでいる方は皆知っており、あまり気にしていないとのこと。養蜂に関する手続き等を行っている農林課の担当者や、山口県の担当の方にも確認してもらい、ミツバチの糞で間違いないだろうという結果に至ったため、相談者に連絡したところ、「危険な物質でないことが分かり、安心しました。」と満足されました。

今回、原稿を作成するにあたり、過去の「がんばってま〜す」のコーナーを参考にさせていただきましたが、本市を含め、多くの自治体で行政がどこまで介入すべきなのか、少しの配慮やご近所との交流があれば起こらなかったであろう問題の対応に悩まされているのだと改めて感じました。ミツバチの件に関しては、現場の確認をすることですぐに解決はできましたが、相談者とご近所の方との交流があり、この話をしていたならば、そもそも公害かもしれないという連絡すらなかったであろうことです。最近「近所付き合い」が減ったと言われています。生活スタイルの違いなどもあるでしょうし、ご近所と付き合うことで起こる公害等とは別の問題も少なからずあるでしょうから、一概に近所付き合いをするべきだとは言いませんが、ほんの少しのコミュニケーションで、ほんの少しお互いを思いやることで解決する問題はもっとたくさんあると思います。できれば行政が間に入らずともご近所、自治会で問題解決できるように、さらにはお互いがお互いを思いやることで問題が起こらないようになれば、より良い世の中になるのではないかと日々感じています。

とは言え市民の方が安心・安全に暮らせるまちづくりが私たちの仕事です。法や条例の規制対象かどうか判断することは必要ですが、我々環境政策課に苦情の連絡があれば、少しでも市民の方のお役に立てるよう、これからも全力で問題解決に取り組んでいきます。

## ネットワーク

### がんばってまーす

#### 隣接する自治体間での公害の越境について

長崎県大村市市民環境部環境保全課主事

三浦 純司



大村市は、人口約9万5千人、面積126.62km<sup>2</sup>で、長崎県のほぼ中央に位置し、緑豊かな多良山系と広大な大村湾に囲まれています。当市は、世界初の海上空港である長崎空港や高速道路インターチェンジなどのアクセス面に優れており、県内で唯一人口が増加している市となっています。

また、オオムラザクラ、花菖蒲、シャクナゲ、ヒガンバナ等色彩豊かな花を楽しむことができます。中でも、オオムラザクラは昭和42年に「大村神社のオオムラザクラ」の名称で天然記念物として国の指定を受けており、すべての花が二段咲きであることが大きな特徴です。

文化面においては、OMURA 室内合奏団と呼ばれるプロのオーケストラがあります。平成16年の結成以来、定期演奏会のほか、県内各地のホールだけに留まらず教会や寺院などにおけるコンサートも開催しており、17年には「日韓合同交流音楽会」で初の海外公演を成功させています。



大村公園 オオムラザクラ

今後、当市は「県立・大村市立一体型図書館(仮称)」の建設、九州新幹線西九州ルートの開通、新工業団地の整備などを控えており、都市機能がより一層充実することが期待されています。

さて、私の勤務しております市民環境部環境保全課は、公害の監視指導をはじめ、動物愛護に関する業務、地球温暖化対策の推進に関する業務、不法投棄の防止対策・監視活動など、幅広い業務を行っています。

平成28年度に寄せられた典型7公害の苦情処理件数は93件であり、内訳は大気汚染48件、水質汚濁10件、騒音23件、振動1件、悪臭11件です。

今回、隣接する自治体にある事業所から発生する騒音についての苦情相談事例を紹介します。最初の苦情申立は、平成27年の秋頃で、「隣接する自治体Aに在る事業所Bから発生する夜間の荷物の積み下ろしの音がうるさく、眠れない。」という内容でした。騒音の発生源の事業所Bの所在地が当市ではなく、隣接する自治体Aであったため、自治体Aの騒音担当者に苦情の内容を説明し、対応を引き継ぐことにしました。しかし、発生源の事業所Bは自治体Aにおいては騒音規制区域外であったため、指導ではなくお願いするまでしかできないとのことでした。

自治体Aの対応後、平成28年の夏頃に同一の申立人から再度苦情が寄せられたため、当市として

も対応策を検討することになりました。騒音の発生源の事業所Bは自治体Aに在りますが、県条例施行規則により、騒音の測定地点は騒音により影響を受ける場所とされており、当市に在る申立人宅の騒音の規制基準が適用されると解釈できるため、当市で騒音測定を実施し、その測定結果を基に指導できないか検討しました。その際、問題点として、以下のようなものが考えられました。

- ①自治体Aに在る事業所Bに、申立人宅の在る当市の規制基準を適用できるか。
- ②申立人宅の在る当市の規制基準を適用して、測定の結果、基準に適合しない評価となった場合は、自治体Aと当市のどちらが事業所Bへ指導を行うべきか。

こうした問題点を県の担当者に相談したところ、次のとおり回答がありました。

- ・本件においては、受音点である当市の申立人宅で測定を行うため、当市の規制基準を適用して、事業所Bを指導しても良い。また、測定結果が基準に適合しない評価となった場合、相手方への指導は当市と自治体Aで話し合い、両者で対応すべきとの見解を得ることができました。しかし、回答があるまでに随分日数がかかったため、対応が遅れました。

その後、騒音測定を行うため夜間に現地確認を行いました。荷物の積み下ろしの音を確認することはできず、申立人に対応後の報告を行ったところ、「現地確認日が積み下ろしの荷物が少なかった可能性もあるし、ドライバーによって騒音の状況が変わるのかもしれませんが。」と話されました。申立人には、しばらく様子を見てもらい、また騒音が気になるようであれば市役所に連絡するよう伝え、了承を得ることができました。今回の事案を通じて、県条例は公害が越境するものと想定しておらず、当該市町村内で完結するものと想定されていることが分かり、対応に苦慮しました。また、今後、公害の越境を想定して、県全体又は自治体間で公害に関する協議を行うことが必要だと感じました。実際に現地確認を行う中で、発生源の近くを走る自動車の走行音、カエル等の動物の鳴き声が聞こえ、暗騒音の影響を受ける中での測定の難しさを実感しました。

日々、公害苦情を対応していく中で、発生源の特定ができない事案が多く、根本的な解決に至らず苦勞しています。例えば、雨水幹線から海域への油漏れの苦情では、雨水幹線内に入り油膜の追跡を行っても、発生源の特定ができなかったり、悪臭の苦情では通報を受け、即座に現場に向かうものの、現場に着いた時には臭いが消えており、申立人と臭いの共有を行えないこともありました。

また近年、人口増加に伴う宅地開発が進んでおり、その結果、騒音・悪臭の発生源である工場や畜産施設の近くやイノシシ等の有害鳥獣の生息地の付近にまで、人が住居を構えるようになったと感じています。今後、これまで以上に対応に苦慮するような複雑な案件が寄せられることもありますが、関係者と知恵を出し合い、冷静で柔軟な対応をしていきたいと思っています。

## 公害紛争処理関係及び 公害苦情相談員等ブロック会議の開催

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、平成 29 年 10 月下旬から 11 月中旬にかけて、全国を 6 ブロックに分けて、「第 48 回公害紛争処理関係ブロック会議」及び「第 42 回公害苦情相談員等ブロック会議」を開催します。

「公害紛争処理関係ブロック会議」は、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等について情報交換を行うもので、公害紛争処理事務の円滑な実施を目的としています。また「公害苦情相談員等ブロック会議」は、原則として人口 10 万人以上の市及び特別区の公害苦情相談担当者を対象に、公害苦情相談の動向等について情報交換を行うもので、公害苦情相談の適切な処理の促進を目的としています。

本年度のブロック会議は、開催県及び市のご協力を得て、各ブロックの事情に即した特色ある会議となるよう、議事内容の検討等を進めてきたところです。下記表の日程にて開催予定ですので、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

また、平成 30 年度のブロック会議開催予定県及び市については、下記表のとおりです。来年度会議へのご参加についてもご検討いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

ブロック名	第48回公害紛争処理関係 ブロック会議(都道府県)		第42回公害苦情相談員等 ブロック会議(市・特別区)		平成30年度 ブロック会議(予定)	
	開催県	日 程	開催市	日 程	開催県	開催市
北海道・東北	岩手県	11月2日(木)	盛岡市	11月2日(木)	福島県	福島市
関東・甲信越・静岡	栃木県	11月8日(水)	宇都宮市	11月8日(水) ～11月9日(木)	神奈川県	横浜市
東海・北陸	福井県	11月1日(水)	福井市	11月1日(水)	愛知県	名古屋市
近 畿	奈良県	10月27日(金)	奈良市	10月27日(金)	和歌山県	和歌山市
中国・四国	鳥取県	11月9日(木)	鳥取市	11月9日(木) ～11月10日(金)	広島県	広島市
九州・沖縄	沖縄県	11月16日(木)	那覇市	11月16日(木) ～11月17日(金)	福岡県	福岡市

## フォトコーナー



▲江別市ガラス工芸館  
(写真提供：北海道江別市)



▲回天訓練基地（大津島）  
(写真提供：山口県周南市)



▲長崎空港  
(写真提供：長崎県大村市)



▲天正遣欧少年使節顕彰之像  
(写真提供：長崎県大村市)

※ 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

第90号 平成29年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

TEL：03-3581-9601（内線2315）、FAX：03-3581-9488

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>



公害紛争処理制度に関する相談窓口

公調委 公害相談ダイヤル

03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00  
(祝日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX 03-3581-9488

E-mail: [kouchoi@soumu.go.jp](mailto:kouchoi@soumu.go.jp)